

そでがうら・ふれあいプラン

- 障害者福祉基本計画編（第2期後期） -



C M P C

平成24年4月

袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画の目的と性格

1. 計画策定の背景と目的	1
(1) 袖ヶ浦市における障害者支援施策	1
(2) 障害者自立支援法の背景	1
(3) 障害者プランと障害者基本法の改正	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画期間及び見直しの時期	3
4. 計画の策定方法	4
(1) 計画の策定体制	4
(2) 調査の実施	4
5. 計画の達成状況の点検及び評価	4

第2章 障害者等の現状

1. 障害者等の現状	5
(1) 人口の推移	5
(2) 身体障害者・児の状況	7
(3) 知的障害者・児の状況	11
(4) 精神障害者の状況	13
(5) 難病患者の状況	14
2. 調査の分析結果から見る障害者等の現状	15
(1) 調査の概要	15
(2) 調査結果の概要	15

第3章 基本理念及び基本的な考え方

1. 計画の基本理念	22
2. 計画の基本的な考え方	23
3. 施策の大綱	24

第4章 施策の方向性及び事業展開

1 . 情報、相談、権利擁護	25
(1) 情報提供・コミュニケーション支援	25
(2) 相談支援	26
(3) 権利擁護・成年後見制度	31
(4) 障害理解、交流	33
2 . 手帳	35
(1) 手帳	35
3 . 保健・医療	37
(1) 健康づくり・予防	37
(2) 医療サービス	41
4 . 生活支援	44
(1) 居住支援	44
(2) 居宅でのサービス(リハビリテーションを含む)	48
(3) 介護家族支援	53
(4) 補装具・日常生活用具	54
(5) 施設を利用したサービス(リハビリテーションを含む)	56
(6) 経済的支援	64
5 . 生活環境	70
(1) 移動支援	70
(2) 生活環境の整備	73
(3) 見守り	76
(4) 防災・防犯	77
6 . 保育・教育	79
(1) 保育・教育	79
(2) 子育て支援	82
7 . 雇用・就業、社会参加	83
(1) 就労支援	83
(2) 生涯学習・スポーツ	87
8 . 基盤づくり	89
(1) 地域づくり	89
(2) 拠点づくり	90
(3) サービスの質の確保	91
(4) 人材育成	92

第5章 ライフステージ別に見た障害者サービス

1 . 乳幼児期	93
2 . 学齢期	93
3 . 青年壮年期	93
4 . 高齢期	94
5 . ライフステージ別の障害者サービスの体系図	95

<参考資料>

1 . 計画策定体制	96
2 . 用語集	97

(注) 本文、図表の数値において、端数処理の都合上、明細を足し上げたものと、合計とが一致しない箇所があります。

第1章 計画の目的と性格

1. 計画策定の背景と目的

(1) 袖ヶ浦市における障害者支援施策

袖ヶ浦市では、平成10年3月に「そでがうら・ふれあいプラン（袖ヶ浦市障害者福祉基本計画）」、平成20年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画（第2期） - 」を策定しました。計画の基本理念に、「ふれあい、そして自立と社会参加」を掲げています。

そのうえで、施策の基本目標として、「(1)“ともに支えあう安心して暮らせるまちづくり”を目指す - 障害者の『主体性・自立性』の尊重と市民参加」、(2)“バリアのないふれあい豊かなまちづくり”を目指す - 『ノーマライゼーション』の理念と人権意識の浸透」、(3)“一人ひとりが生き生きとかがやくまちづくり”を目指す - 社会的自立の促進と生活の質(QOL)の向上」の3点を掲げ、福祉・保健・医療サービス、相談・情報提供、安全・安心な暮らし、バリアのない社会基盤、就労、生涯学習などの施策を構築し、さまざまな事業を総合的、体系的に推進してきました。

(2) 障害者自立支援法の背景と成立

平成15年4月から「措置」から「利用」へとして、「支援費制度」が始まりました。これにより、特に居宅介護（ホームヘルプサービス）、日帰り介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）、知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）といった居宅サービスの利用が増え、予想を超える利用となっています。このため、国、県、市の予算が追いつかない状況となりました。また、サービス利用について、全国共通のルールがないことや、地域間におけるサービスに差があるなど地域間格差が生じました。

このほか、支援費制度の対象者は、身体障害者及び知的障害者と障害児（居宅サービス利用者）であり、精神障害者、障害児（施設サービス利用者）は対象ではなく、それぞれの福祉法で行われるなど、福祉サービスや公費負担医療の仕組みや内容が異なっていました。

こうしたことから、平成17年11月に障害者自立支援法が制定されました。

障害者自立支援法は、障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としています。

これを受け、袖ヶ浦市では、平成19年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 袖ヶ浦市障害福祉計画 - 」、平成21年3月に「そでがうら・ふれあいプラン - 袖ヶ浦市障害福祉計画（第2期） - 」を策定し、障害福祉計画を推進することとなりました。

(3) 障害者プランと障害者基本法の改正

国では平成7年12月に「障害者対策に関する新長期計画」を推進していくための実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定していましたが、平成14年12月には「新障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を策定し、具体的な施策の整備目標を明らかにしています。

平成16年6月には、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等にかんがみ、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定した障害者基本法が制定されました。改正された障害者基本法では、国及び地方公共団体の責務として、「障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進すること」、また、国民の責務として、「社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない」ことが明記されました。

障害のある人もない人も地域の中で共に暮らす社会を実現していくために、市が地域における行政の中核機関として、県の支援の下に、市に配置されている福祉施設等のサービス機関や国及び県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を構築する必要があります。また、経済的効率性中心の社会から障害のある人や高齢者を含む生活者重視の視点に立ち、地域における生活支援という観点から、市民に最も身近な行政主体である市の役割と期待はますます高まっています。

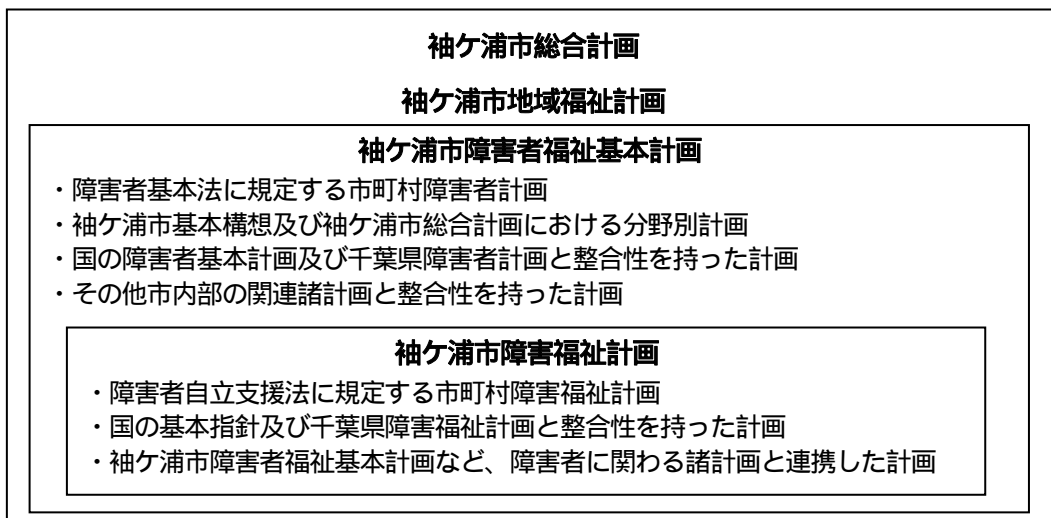
2. 計画の位置付け

この計画は、平成16年6月に改正された障害者基本法第9条第3項に基づき平成20年度に策定したものです。

この計画は、袖ヶ浦市の全体的な計画である「袖ヶ浦市総合計画」の障害者に関する部門別の個別計画として定めるものです。このうち、生活支援施策については、「障害福祉計画」を実施計画的なものとして、数値目標とその確保策を定めます。

このほか、市の他の保健福祉関連計画との整合性を保つものです。なお、施策の推進に当たっては、財政状況等を勘案しながら、市全体の実施計画に反映しながら行っていくます。

図表1-2 障害福祉計画の位置づけ



3. 計画期間及び見直しの時期

計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間で、平成20年度から平成23年度までの4年間で前期計画、平成24年度から平成29年度までの6年間で後期計画とし、今回、前期計画の達成状況の点検及び評価を行い、後期計画として策定しました。

	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	
袖ヶ浦市障害者福祉基本計画	→		←	←						→	←	→	
		改定	前期計画	→			中間見直し	←	後期計画	→			改定
袖ヶ浦市障害福祉計画	←		→	←		→	←		→	←		→	
	第1期		改定	第2期		改定	第3期		改定	第4期		改定	

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

障害基本福祉計画の見直しは、「袖ヶ浦市地域自立支援協議会」で行いました。構成委員は、障害者団体（身体・知的・精神）医療関係者、特別支援学校、障害者施設（身体・知的・精神・児童）ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、商工会、社会福祉協議会、学識経験者、関係行政機関と幅広い参加を得ました。

(2) 調査の実施

平成22年12月、障害福祉サービス及び地域生活支援事業支給（給付）決定者205人（悉皆）を対象に、サービスの利用実態や、利用ニーズ等を把握し、「第3期障害福祉計画（平成24～26年度）」を策定するための基礎資料としました。

5. 計画の達成状況の点検及び評価

計画の中間見直しは、前期計画に掲載した事業の達成状況の点検及び評価並びに障害福祉政策を取り巻く状況の確認を行い、この結果に基づき所要の見直しを行いました。

前期事業は、概ね順調に実施されており、障害福祉政策も障害者自立支援法の施行から5年が経過し、制度の浸透が図られています。

障害者の状況は、前期計画策定時と比較すると、身体・知的の手帳所持者は微増、精神の手帳所持者は増加傾向にありますが、障害種別による構成割合など、全体として大きな変化はなく、また、アンケート調査においても、相談支援体制の充実度及び必要な支援が受けられているかなどの項目で一定の評価を得ています。

しかしながら、満足していない人もいることから、後期計画も引き続き事業の推進に取り組んでいきます。

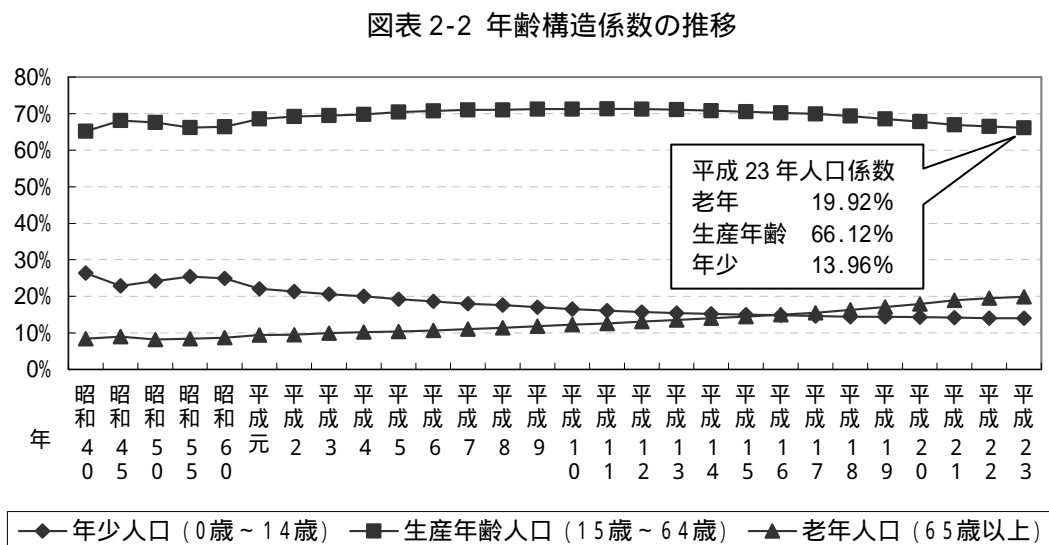
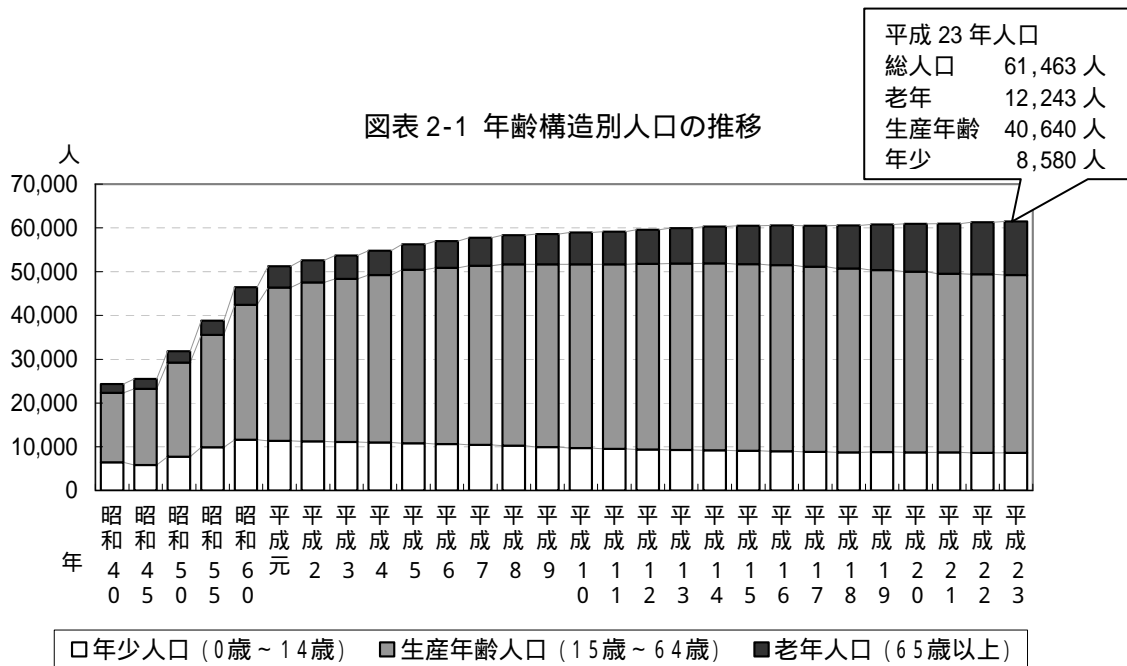
よって、後期計画については、前期計画を基本としながら、施策の実現を目指すものとししました。

第2章 障害者等の現状

1. 障害者等の現状

(1) 人口の推移

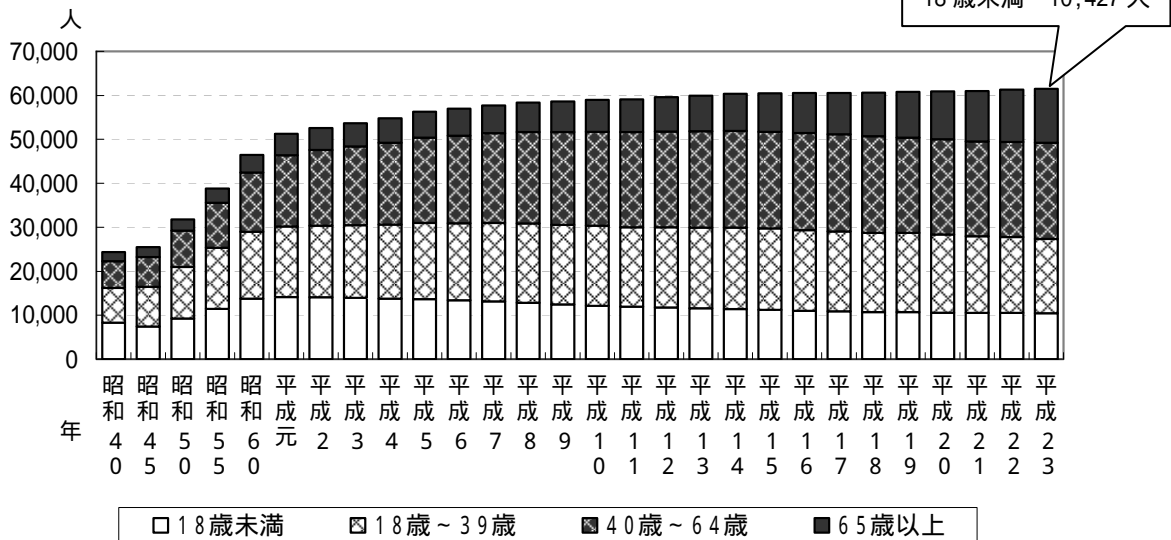
袖ヶ浦市の平成23年4月1日現在の総人口は、61,463人（住民基本台帳及び外国人登録者を含む）です。年齢階級別に見ると、年少人口の比率は13.96%、生産年齢人口は66.12%、老年人口は19.92%となっています。年少人口は年々減少しているのに対し、老年人口は年々増加し、平成23年には1万2千人を超えました。



< 出典 > 昭和60年以前：国勢調査（10月1日）、平成元年以降：登録人口（4月1日）

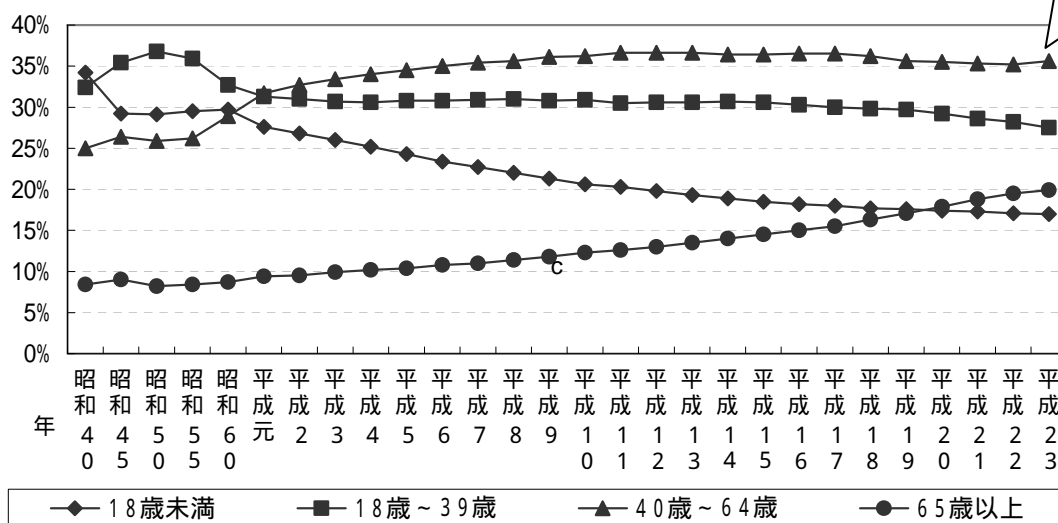
年齢階級別人口を、18歳未満、18～39歳、40～64歳、65歳以上に分けて見ると、18歳未満の比率は16.96%、18～39歳は同27.54%、40～64歳は35.58%、65歳以上は19.92%となっています。ここ数年では、18歳未満及び18～39歳は年々減少、40～64歳は概ね横ばい、65歳以上は年々増加しています。

図表 2-3 年齢別の人口の推移



平成 23 年人口
 総人口 61,463 人
 65 歳以上 12,243 人
 40～64 歳 21,867 人
 18～39 歳 16,926 人
 18 歳未満 10,427 人

図表 2-4 年齢別の人口割合の推移



平成 23 年人口割合
 65 歳以上 19.92%
 40～64 歳 35.58%
 18～39 歳 27.54%
 18 歳未満 16.96%

< 出典 > 昭和 60 年以前：国勢調査（10 月 1 日） 平成元年以降：登録人口（4 月 1 日）

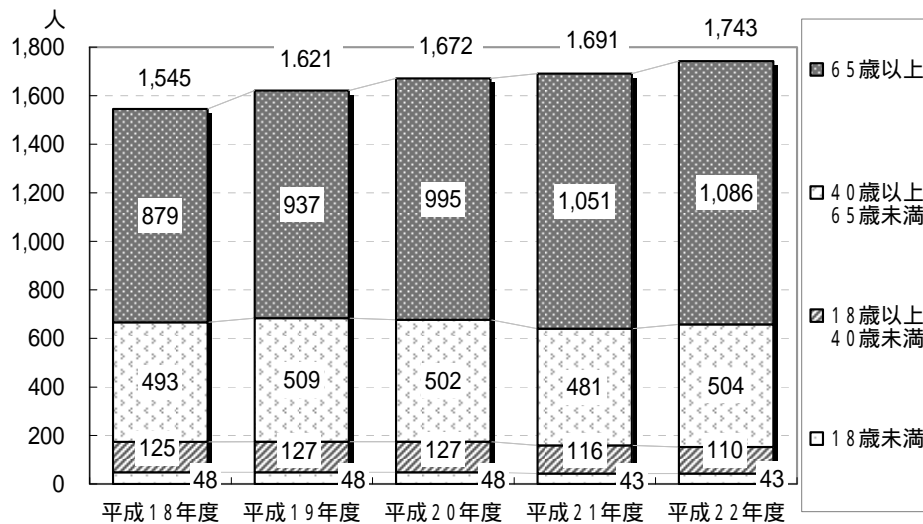
(2) 身体障害者・児の状況

平成23年3月31日現在、身体障害者手帳の所持者数は、1,743人（総人口比2.84%）となっています。

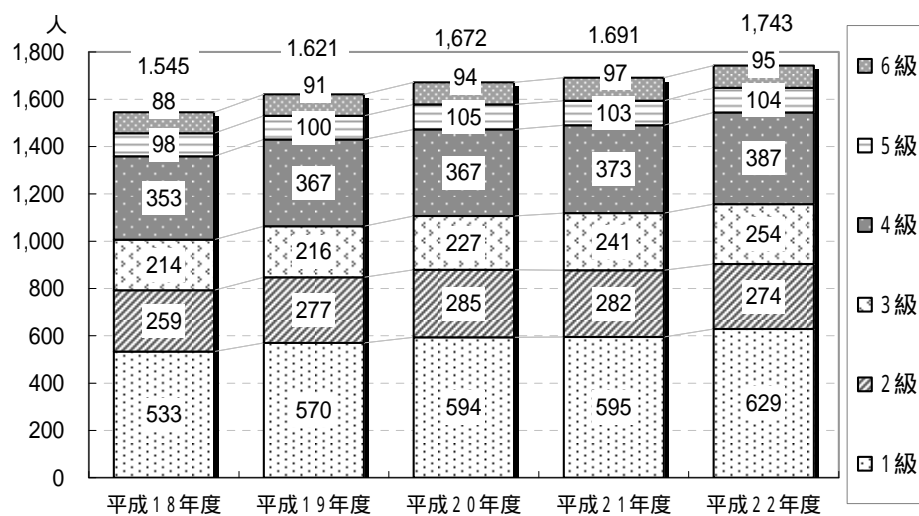
年齢階級別では身体障害者・児のうち、18歳未満の比率が2.5%、18歳以上が97.5%（内訳は、18～39歳が6.3%、40～64歳が28.9%、65歳以上が62.3%）であり、半数以上が65歳以上の高齢者によって占められています。

等級別では身体障害者・児のうち、2人に1人が1級と2級の重度という状況になっています。1級の比率が36.0%、2級が15.7%、3級が14.6%、4級が22.2%、5級が6.0%、6級が5.5%です。

図表2-5 身体障害者・児数の推移（年齢別）



図表2-6 身体障害者・児数の推移（障害等級別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

障害部位別では身体障害者・児のうち、半数以上が肢体不自由者という状況になっています。

肢体不自由が56.4%、内部障害が29.6%、視覚障害が6.7%、聴覚・平衡機能障害が5.6%、音声・言語・そしゃく機能障害が1.7%という状況になっています。

図表 2-7 平成 23 年 3 月 31 日現在の身体障害者・児数

障害区分別	区 分	身障手帳 所持者数	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～39歳	6	0	2	0	1	2	1
	40～64歳	34	14	5	4	3	3	5
	65歳以上	76	33	12	2	5	11	13
	小 計	116	47	19	6	9	16	19
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	6	0	3	1	0	0	2
	18～39歳	9	0	4	2	1	1	1
	40～64歳	27	6	6	4	4	0	7
	65歳以上	56	3	14	2	12	1	24
	小 計	98	9	27	9	17	2	34
音声・言語・ そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0		
	18～39歳	1	0	0	0	1		
	40～64歳	7	0	0	5	2		
	65歳以上	21	4	3	9	5		
	小 計	29	4	3	14	8		
肢体不自由	18歳未満	27	20	3	3	1	0	0
	18～39歳	72	25	14	9	10	8	6
	40～64歳	282	56	64	47	73	29	13
	65歳以上	603	144	140	97	150	49	23
	小 計	984	245	221	156	234	86	42
内部障害	18歳未満	10	4	1	3	2		
	18～39歳	22	18	0	2	2		
	40～64歳	154	107	1	16	30		
	65歳以上	330	195	2	48	85		
	小 計	516	324	4	69	119		
合 計	18歳未満	43	24	7	7	3	0	2
	18～39歳	110	43	20	13	15	11	8
	40～64歳	504	183	76	76	112	32	25
	65歳以上	1,086	379	171	158	257	61	60
	小 計	1,743	629	274	254	387	104	95

< 出典 > 福祉行政報告例等

障害部位別のうち内部障害者の内訳は、心臓機能障害が261人で5割を占めている状況となっています。心臓機能障害が50.6%、呼吸器機能障害が5.0%、じん臓機能障害が28.7%、ぼうこう・直腸機能障害が13.9%、小腸機能障害が0.2%、免疫機能障害が0.6%、肝臓機能障害が1.0%という状況になっています。

なお、平成22年度から内部障害者の種目に「肝臓機能障害」が追加されました。

図表 2-8 平成 23 年 3 月 31 日現在の内部障害者の内訳

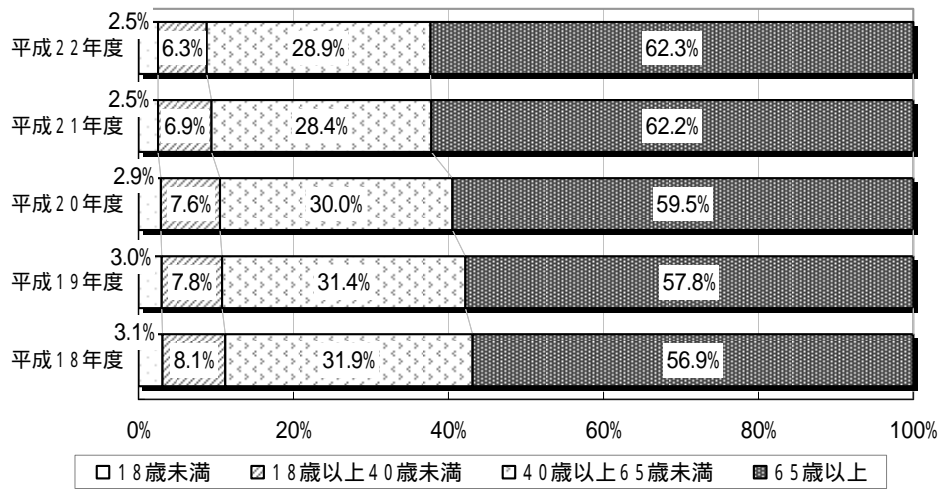
内部障害者の内訳	区 分	身障手帳 所持者数	内 訳			
			1 級	2 級	3 級	4 級
心臓機能障害	18歳未満	7	2	0	3	2
	18～39歳	12	10	0	1	1
	40～64歳	60	41	0	5	14
	65歳以上	182	122	0	31	29
	小 計	261	175	0	40	46
呼吸器機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	0	0	0	0	0
	40～64歳	5	1	0	3	1
	65歳以上	21	6	1	9	5
	小 計	26	7	1	12	6
じん臓機能障害	18歳未満	2	2	0	0	0
	18～39歳	6	6	0	0	0
	40～64歳	67	62	0	5	0
	65歳以上	73	66	0	6	1
	小 計	148	136	0	11	1
ぼうこう・直腸 機能障害	18歳未満	1	0	1	0	0
	18～39歳	2	0	0	1	1
	40～64歳	18	0	0	3	15
	65歳以上	51	1	0	2	48
	小 計	72	1	1	6	64
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	0	0	0	0	0
	40～64歳	1	1	0	0	0
	65歳以上	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	0	0
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	1	1	0	0	0
	40～64歳	1	1	0	0	0
	65歳以上	1	0	1	0	0
	小 計	3	2	1	0	0
肝臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18～39歳	1	1	0	0	0
	40～64歳	2	1	1	0	0
	65歳以上	2	0	0	0	2
	小 計	5	2	1	0	2

< 出典 > 福祉行政報告例等

平成 18 年度から平成 22 年度(いずれも末日現在)にかけての身体障害者・児の割合の推移を次ページに示します。

身体障害者・児に関しては、概ね、「高齢障害者」、「重度障害者」、「内部障害者」の割合がやや増加しているという傾向があります。平成 21 年度と比較しても、その傾向が一層進んでいます。

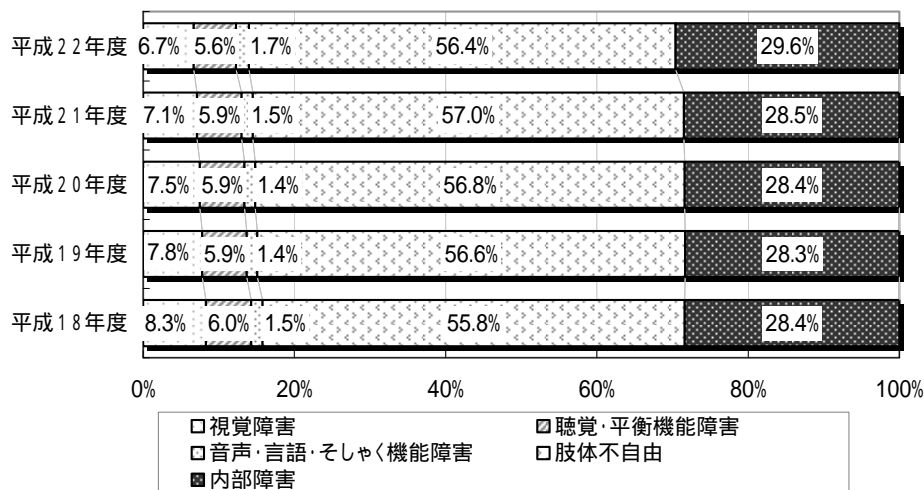
図表 2-9 身体障害者・児の割合の推移（年齢階級別）



図表 2-10 身体障害者・児の割合の推移（障害等級別）



図表 2-11 身体障害者・児の割合の推移（障害部位別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

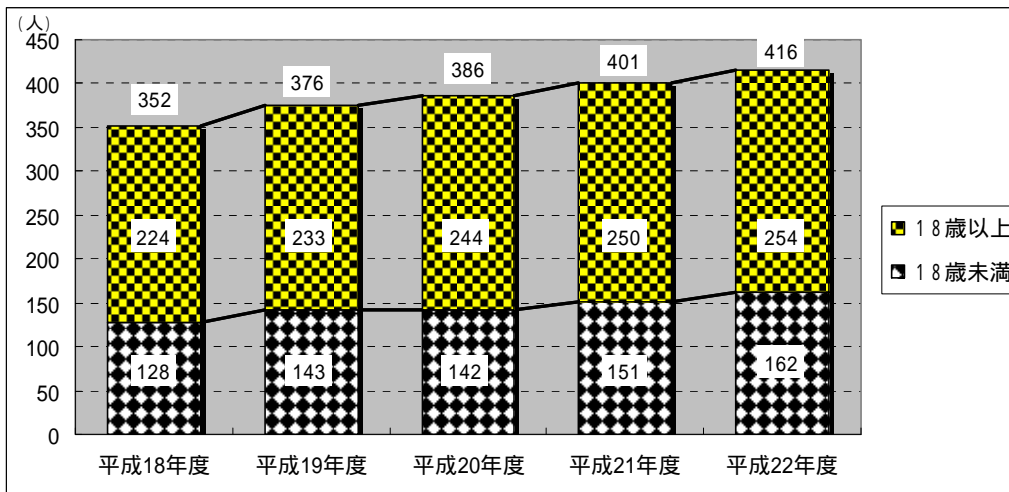
(3) 知的障害者・児の状況

平成23年3月31日現在、療育手帳の所持者数は、416人(総人口比0.68%)となっています。

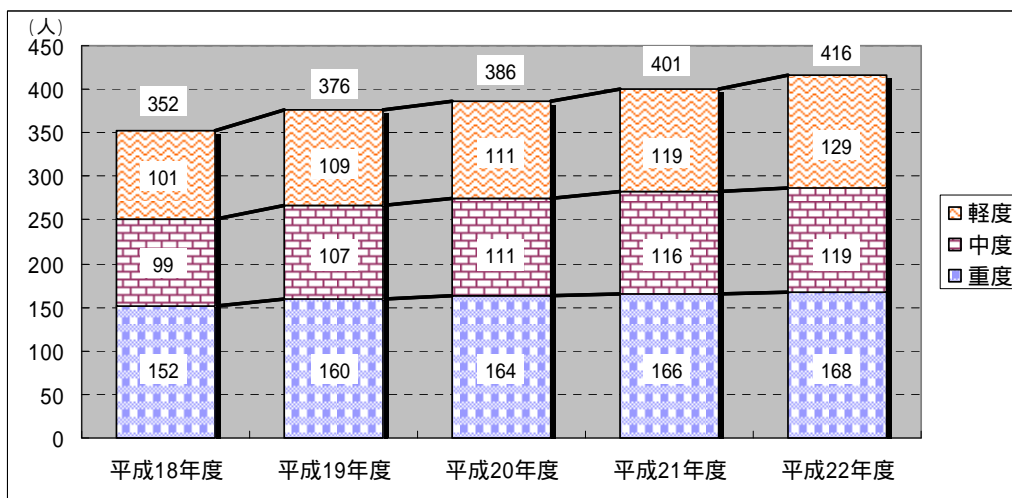
知的障害者・児の年齢階級別では、18歳未満の比率が38.9%、18歳以上が61.1%です。

なお、程度別では、重度が40.4%、中度が28.6%、軽度が31.0%となっており、4割が重度という状況です。

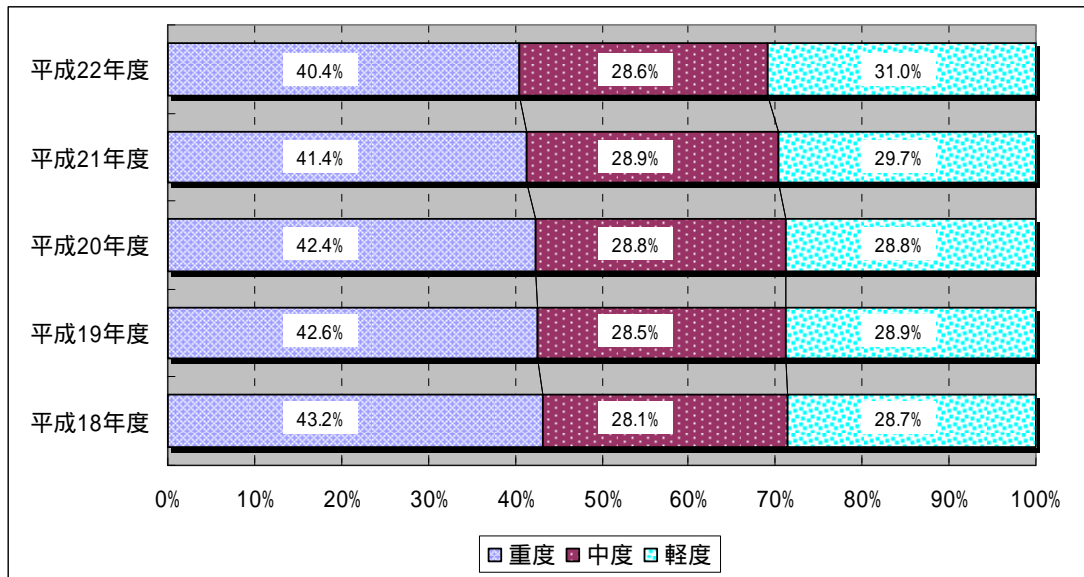
図表 2-12 知的障害者・児数の推移(年齢別)



図表 2-13 知的障害者・児数の推移(障害程度別)



図表 2-14 知的障害者・児の割合の推移（障害程度別）



< 出典 > 福祉行政報告例等

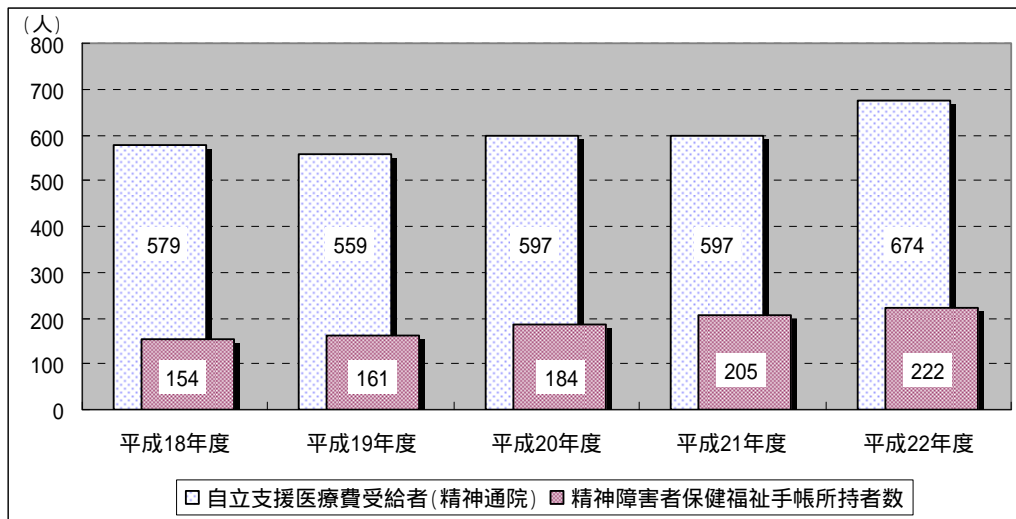
(4) 精神障害者の状況

平成23年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は222人(総人口比0.36%)です。近年の傾向として、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度に手帳取得者が一層増加しましたが、現在は制度の浸透から緩やかな増加となっています。

障害等級別では、重度が14.9%、中度が64.3%、軽度が20.8%となっています。

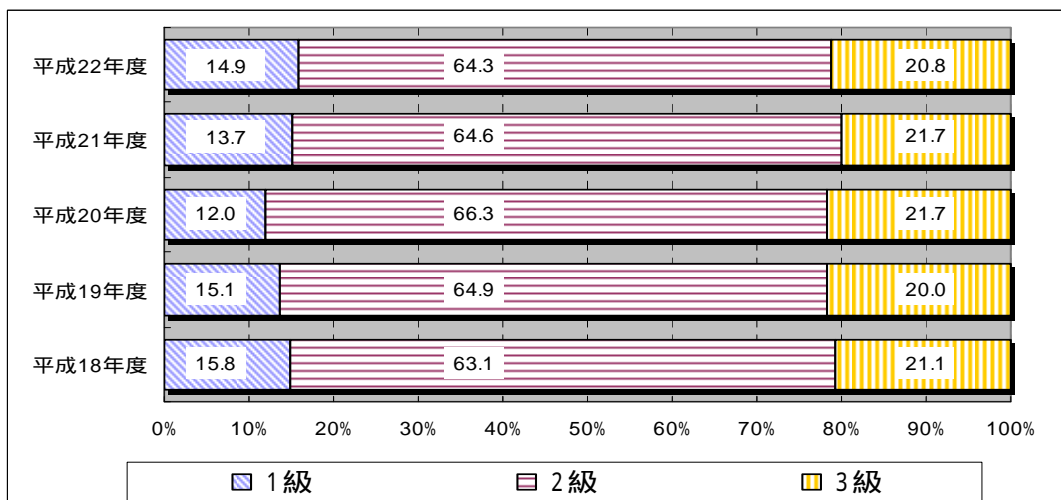
また、平成22年度の精神障害者の自立支援医療費の受給者数は、674人となっています。自立支援医療費の受給者数に対して、精神障害者保健福祉手帳保持者数は3割程度にとどまっています。

図表 2-15 精神障害者数の推移



< 出典 > 袖ヶ浦市調べ

図表 2-16 精神障害者数の割合の推移(障害等級別)



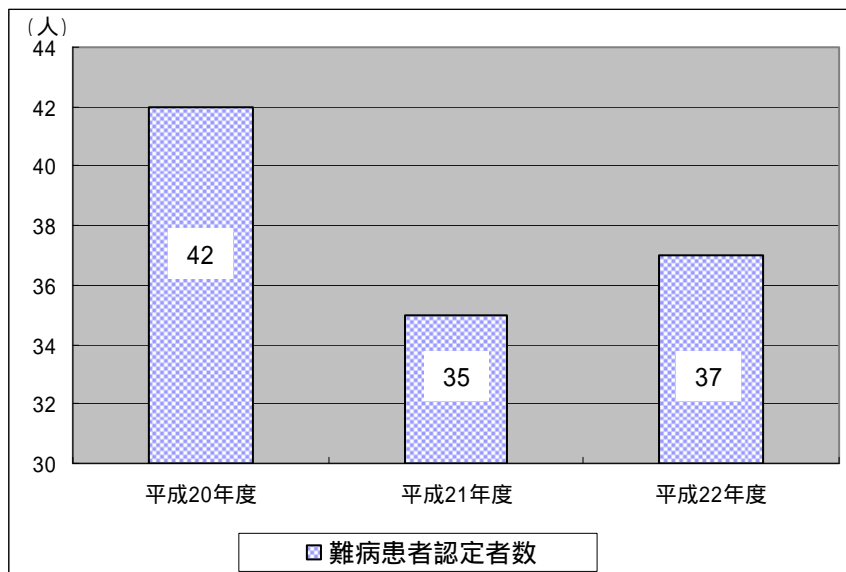
< 出典 > 福祉行政報告例等

(5) 難病患者の状況

難病患者については、ただちに障害者自立支援法や障害者関係各法の適用を受けるものではありませんが、平成22年度に特定疾患重症患者の認定を受けている人は37人です。

疾患別では、パーキンソン病関連疾患が9人、脊髄小脳変性症が5人、後縦靭帯骨化症が3人等となっています。

図表 2-17 難病患者の推移



< 出典 > 「君津健康福祉センター（君津保健所、旧木更津保健所）事業年報」

2. 調査の分析結果から見る障害者等の現状

(1) 調査の概要

調査目的と成果

前期計画策定時のアンケート調査は、平成18年6月に実施しました。障害者自立支援法が成立し、同年10月1日の本施行前であり、ノーマライゼーションやバリアフリーといった社会意識の観点、介護や就業、外出といった生活状況全般に係る調査が主であったため、今回の調査に際しては、障害者自立支援法に基づく各種障害福祉サービスの満足度、相談窓口・相談支援の充実度などの項目でアンケートを実施しました。アンケートの実施は、袖ヶ浦市が設置した袖ヶ浦市地域自立支援協議会の協力を得て、地域で暮らしている障害を持つ人や、支援をしている人、障害福祉に関心を持っている人などから、【袖ヶ浦市の現状】や【どうしたら暮らしやすい地域になるのか】など、アンケートを通して暮らしやすい地域づくりをするために意見を公募したものです。

調査方法及び調査時期

項目	内容
調査対象者	市内に居住している障がい者及び家族。病院、福祉施設関係者等
調査方法	公共施設・病院等にアンケートBOXの設置。病院、福祉施設への配布。
調査時期	平成22年11月15日～平成23年1月14日
有効回収数	205人

(2) 調査結果の概要

障害種別

図表 2-18

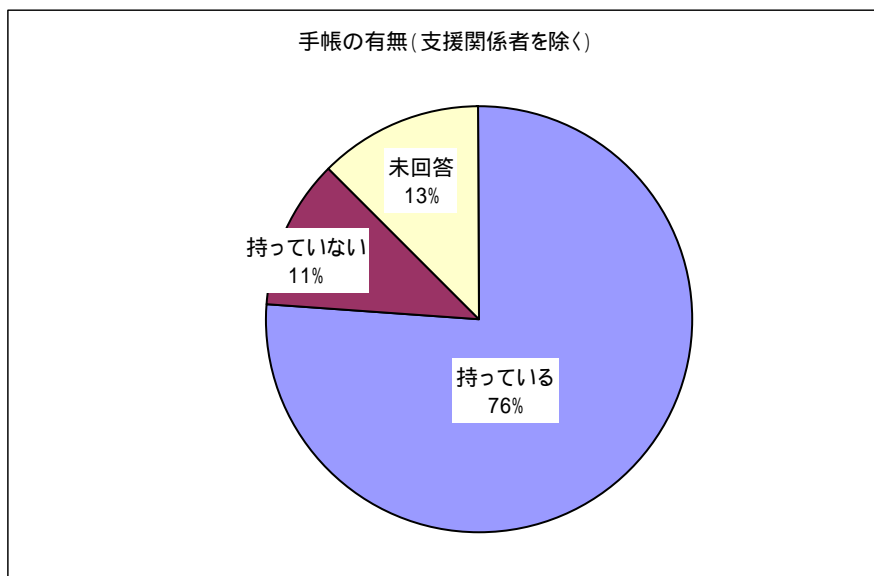
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	身体・知的	その他
全体	86人	6人	40人	16人	3人	6人	15人
		7.0%	46.5%	18.6%	3.5%	7.0%	17.4%

(注)手帳所持者でない方も対象者に含まれるため(支援関係者等)回答数と同数とはなりません。

手帳の有無

この度のアンケートでは、手帳所持者はもとより、不所持者の人が11%回答しています。

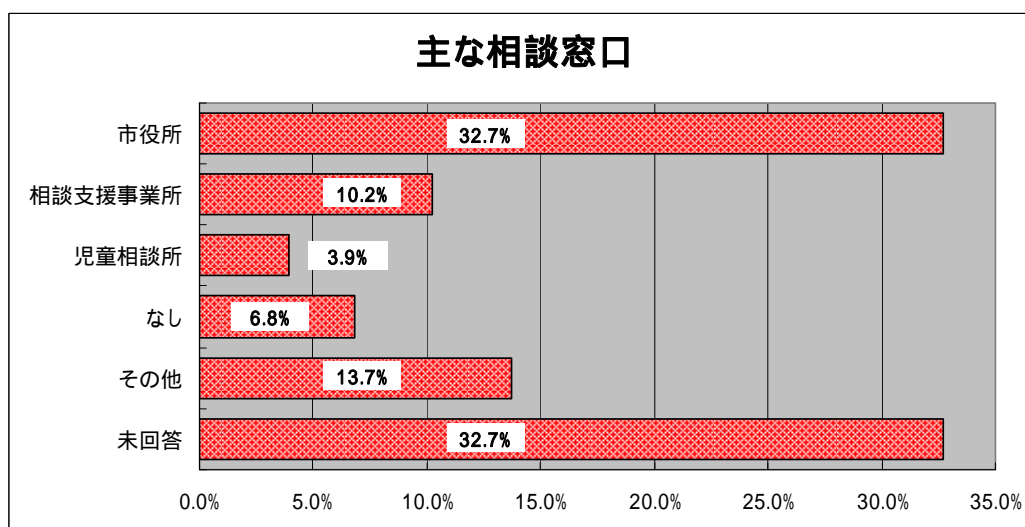
図表 2-18



主な相談窓口

未回答分を除くと、市役所（地域包括支援センター含む）が32.7%、相談支援事業所が10.2%、児童相談所が3.9%となっています。ただし、相談窓口が無いと回答している人も6.8%います。

図表 2-19

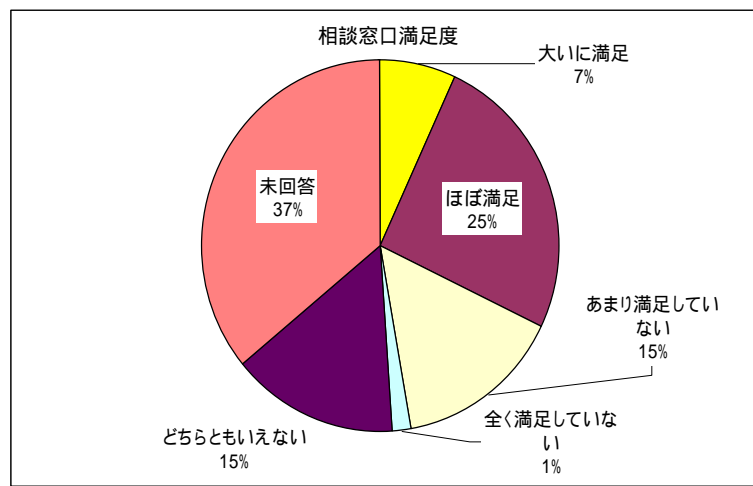


相談窓口の満足度

相談支援を利用している人の満足度としては、大いに満足しているが7%、ほぼ満足が25%、あまり満足していないが15%、全く満足していないが1%、どちらともいえないが15%となっています。

満足度としては満足している人と、満足していない・どちらともいえないと回答している人がほぼ同数となっています。

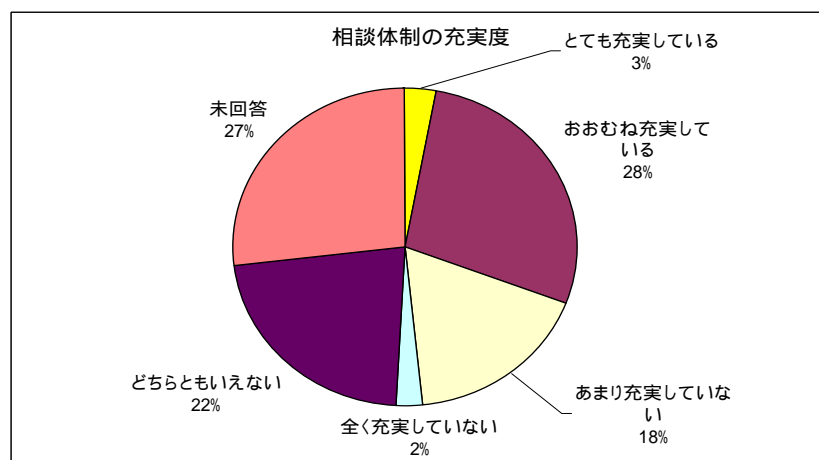
図表 2-20



相談支援体制の充実度

相談支援体制の充実度としては、とても充実しているが3%、おおむね充実しているが28%、あまり充実していないが18%、全く充実していないが2%、どちらともいえないが22%となっています。

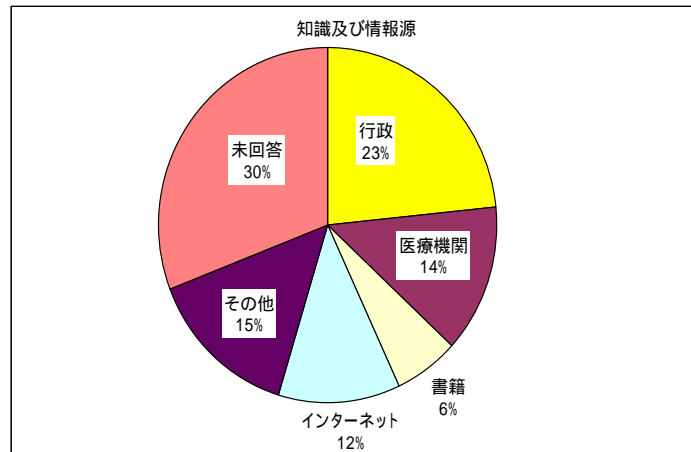
図表 2-21



知識及び情報源

障害を持つ人の情報の入手先としては、行政が 23%、医療機関が 14%、書籍が 6%、インターネットが 12%、その他が 15%となっています。公的機関（行政・医療機関）が 37%と全体の4割弱を占めています。

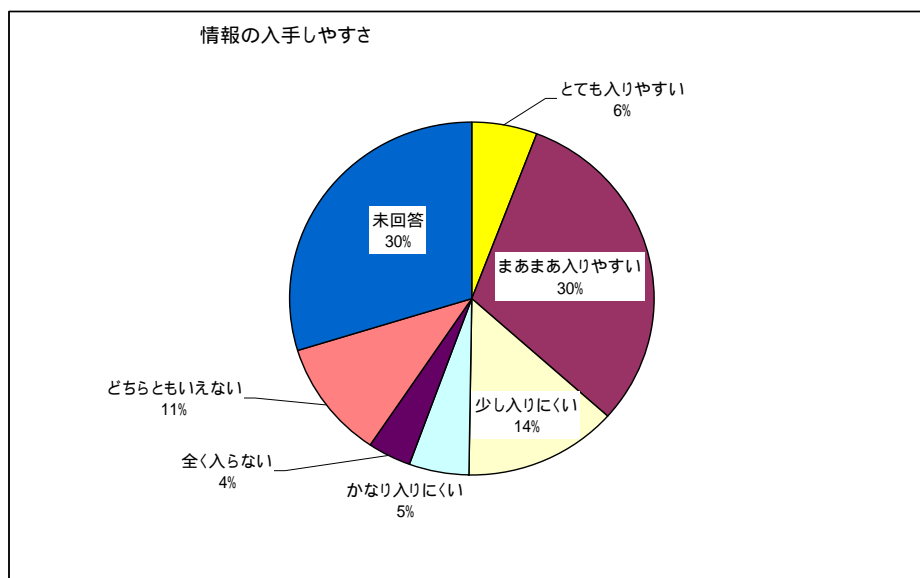
図表 2-22



情報の入手しやすさ

障害福祉に関する情報の入手のしやすさは、とても入りやすいが 6%、まあまあ入りやすいが 30%、少し入りにくいのが 14%、かなり入りにくいのが 5%、全く入らないが 4%、どちらともいえないが 11%となっています。

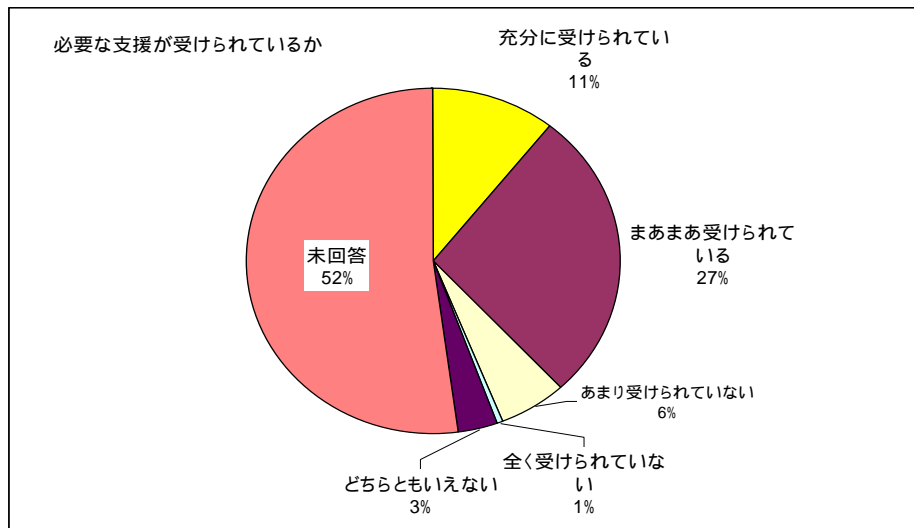
図表 2-23



必要な支援が受けられているか

必要な支援が受けられているかの調査では、十分に受けられているが11%、まあまあ受けられているが27%、あまり受けられていないが6%、全く受けられていないが1%、どちらともいえないが3%となっています。(未回答は当事者でない病院関係者等)

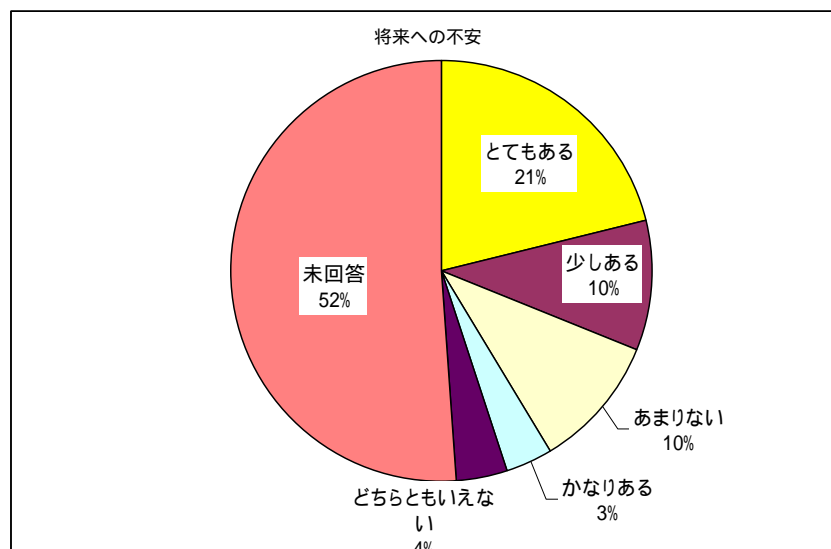
図表 2-24



将来への不安

将来の不安に関しては、とてもあるが21%、少しあるが10%、あまりないが10%、かなりあるが3%、どちらともいえないが4%となっています。

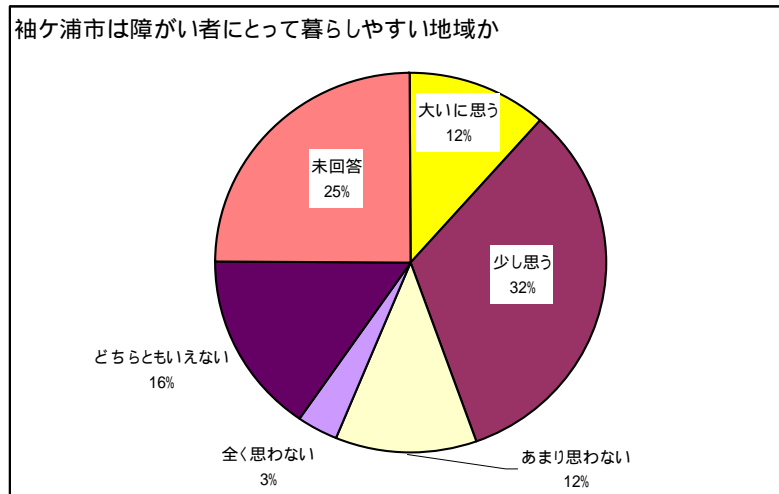
図表 2-25



袖ヶ浦市は、障害者が暮らしやすい地域だと思いますか

袖ヶ浦市が暮らしやすい地域かどうかに関する調査では、大いに思うと答えた人が12%、少し思うと答えた人が32%、あまり思わないと答えた人が12%、まったく思わないと答えた人が3%、どちらともいえないと答えた人が16%となっています。

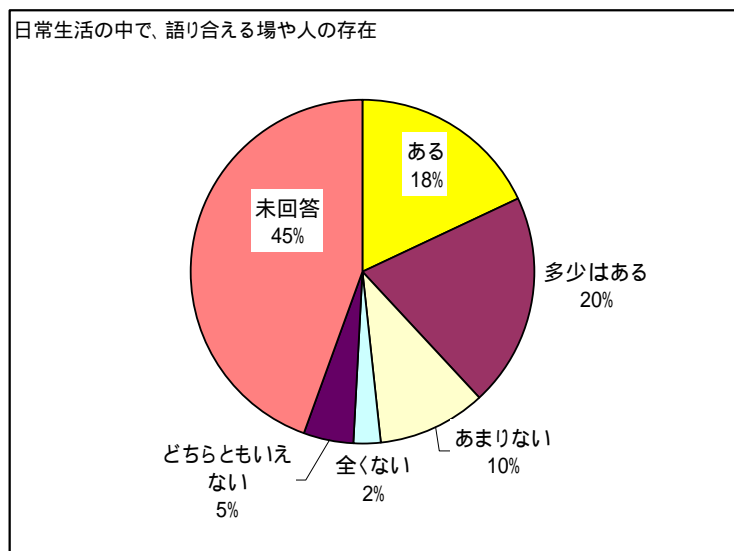
図表 2-26



語り合える場や人の存在

語り合える場や人の存在があるかの調査では、あるが18%、多少はあるが20%、あまりないが10%、全くないが2%、どちらともいえないが5%となっています。

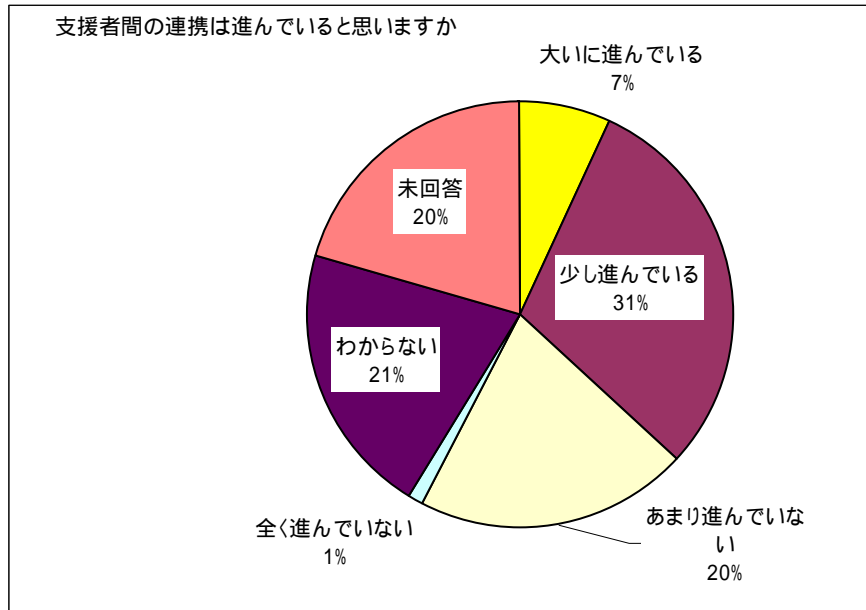
図表 2-27



支援者間の関係は進んでいるか

支援者間の関係は進んでいるかの調査では、大いに進んでいるが 7%、少し進んでいるが 31%、あまり進んでいないが 20%、全く進んでいないが 1%、わからないが 21%となっています。

図表 2-28



第3章 基本理念及び基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

また、従来から国の障害者プラン（障害者基本計画）として、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」が謳われてきましたが、近年では、障害のある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくりをめざして、地域福祉の実現により、障害のある人がもともと持っている力を取り戻し、その力を発揮し、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを市民、地域、行政が一体となって推進していくことが求められています。

このような中で、計画の基本理念については、「障害福祉計画」と同様、次のように定めることとします。

< 計画の基本理念 >

障害のある人が、自ら決定し、自立して生きていくことを大切にします。

障害のある人を、みんなで支えあいます。

障害のある人が、さまざまなことにであい、ふれあい、安心して参加できるようにします。

2. 計画の基本的な考え方

袖ヶ浦市障害者福祉基本計画では、以下の3点を基本的な考え方とします。

< 計画の基本的な考え方 >

- (1) すべての障害の状態にある人を支援します。
- (2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。
- (3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。

(1) すべての障害の状態にある人を支援します。

従来からの身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障害の状態にある人」を支援します。

(2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。

障害福祉計画で掲げた「訪問系サービス・日中活動系サービスの充実」に限らず、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において保健・医療サービス、福祉サービスを総合的に利用できる環境を充実していきます。

生活環境、防災・防犯、教育、就労、社会参加など、保健・医療・福祉以外の分野においても、障害者が自己の有する能力を発揮し、自立した日常生活が送れるよう、さまざまな環境を充実していきます。

(3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。

障害者がさまざまなことを自分で選択し決定できるよう、情報の提供を充実していきます。

自ら選択や決定を行うことを支援するため、地域において関係機関が連携して総合的に相談に応じられるよう、相談・支援体制を充実していきます。

自ら選択や決定を行うことが困難な人については、権利擁護の観点から、本人の意思を理解し代弁・代行できるような支援体制を構築していきます。

3. 施策の大綱

<p>< 計画の基本理念 ></p> <p>障害のある人が、自ら決定し、自立して生きていくことを大切にします。</p> <p>障害のある人を、みんなで支えあいます。</p> <p>障害のある人が、さまざまなことにであい、ふれあい、安心して参加できるようにします。</p> <p>< 計画の基本的な考え方 ></p> <p>(1) すべての障害の状態にある人を支援します。</p> <p>(2) 身近な地域で充実した日常生活を過ごすことができるようにしていきます。</p> <p>(3) 情報提供・相談支援・権利擁護の仕組みを連携していきます。</p>	
1. 情報、相談、権利擁護	<p>(1) 情報提供・コミュニケーション支援</p> <p>(2) 相談支援</p> <p>(3) 権利擁護・成年後見制度</p> <p>(4) 障害理解、交流</p>
2. 手帳	(1) 手帳
3. 保健・医療	<p>(1) 健康づくり・予防</p> <p>(2) 医療サービス</p>
4. 生活支援	<p>(1) 居住支援</p> <p>(2) 居宅でのサービス (リハビリテーションを含む)</p> <p>(3) 介護家族支援</p> <p>(4) 補装具・日常生活用具</p> <p>(5) 施設を利用したサービス (リハビリテーションを含む)</p> <p>(6) 経済的支援</p>
5. 生活環境	<p>(1) 移動支援</p> <p>(2) 生活環境の整備</p> <p>(3) 見守り</p> <p>(4) 防災・防犯</p>
6. 保育・教育	<p>(1) 保育・教育</p> <p>(2) 子育て支援</p>
7. 雇用・就業、社会参加	<p>(1) 就労支援</p> <p>(2) 生涯学習・スポーツ</p>
8. 基盤づくり	<p>(1) 地域づくり</p> <p>(2) 拠点づくり</p> <p>(3) サービスの質の確保</p> <p>(4) 人材育成</p>

第4章 施策の方向性及び事業展開

1. 情報、相談、権利擁護

(1) 情報提供・コミュニケーション支援

1 SPコードの利用促進

2 コミュニケーション支援

3 声の広報、インターネットによる市政情報提供

障害者が地域の中で自立して生活できるよう、また、サービス利用に際してはサービスそのものの情報、サービスに対する評価に関する情報、サービスに対する苦情に関する情報等、多様な情報が得られ、かつこれらの情報が体系化されて提供されることが重要であることから、障害の状況に応じて、適正かつ利用しやすい情報の提供を行っていきます。

1 SPコードの利用促進	障害者支援課		
視覚障害者であっても、自ら文書による情報を容易に得られるようにするため、市の作るリーフレット等で、SPコードの利用を促進します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	実施	一部実施	実施

2 コミュニケーション支援 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
聴覚等の障害のため日常生活上の活動や意思疎通に支障がある人のために、手話通訳者の設置や派遣等を行います。 障害者支援課に手話通訳者を設置し、聴覚障害者の市庁舎内での手続きや相談等におけるコミュニケーションを支援します。 聴覚障害者が公的機関や医療機関等を利用するときに、必要に応じて手話通訳者を派遣します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 6 人 (実人/月)	3.3 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

3 声の広報、インターネットによる市政情報提供	秘書広報課		
視覚障害者であっても、市からの情報が容易に得られるようにするため、広報紙の内容をボランティア団体の協力によりカセットテープに吹き込み、希望者に貸し出します。また、市ホームページは J I S 標準規格である音声読み上げソフトに対応した文章表記が要求されるため、作成者の共通認識を図っていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

(2) 相談支援

- 1 相談支援（サービス利用計画作成）
- 2 障害者相談支援事業
- 3 居宅介護支援、介護予防支援
- 4 介護予防ケアマネジメント事業
- 5 総合相談・支援事業
- 6 身体障害者相談員
- 7 知的障害者相談員
- 8 幼児相談
- 9 教育相談
- 10 うぐいす教育相談
- 11 電話相談・来所相談
- 12 君津ふくしネット
- 13 療育相談
- 14 精神保健福祉相談・訪問指導
- 15 難病相談事業
- 16 視覚障害者のための「更生援護相談室」
- 17 オストメイト社会適応訓練

身体障害、知的障害、精神障害等に対して、必要に応じてソーシャルワーカー、保健師、ホームヘルパー等が参加したチーム方式による地域自立支援協議会を組織し、障害のある人の総合的な相談体制を確立していきます。

利用者に対して質の高いサービスを適切に提供するため、相談からケアマネジメント、ソーシャルワーク、さらには権利擁護事業の役割分担を整理し体系づけた総合的な体制を確立していきます。

これとともに、障害者が日常生活を送るうえで、地域の中で身近な相談ができるような体制を構築していきます。

1 相談支援（サービス利用計画作成） （自立支援給付）	障害者支援課		
何らかの障害福祉サービスを利用する人であって、入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間（6か月程度を想定）集中的な支援を必要とする人、単身生活者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない人を含む。）で自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり計画的な支援を必要とする人、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する人のうち重度訪問介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた人に対して、相談支援専門員が生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成、面接によるアセスメント、サービス利用計画の原案の作成、利用者の居宅を訪問しモニタリング、社会生活力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 7人 (実人/月)	3人 (実人/月) H23.10 現在	継続

2 障害者相談支援事業 （地域生活支援事業）	障害者支援課		
障害者（児）やその家族からの相談支援を実施するとともに、市内の福祉人材のネットワークにより、専門的な相談にも応じられるようにしていきます。権利擁護のための成年後見制度利用支援等を行います。 さらに、今後は高次脳機能障害や難病等障害状態にありながら、これまでは障害者施策の対象外であったような人からの相談にも対応できる体制を整えていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	障害福祉計画 （3年1期）にて管理	

3 居宅介護支援、介護予防支援 （介護給付、予防給付）	高齢者支援課		
居宅介護支援、介護予防支援は、居宅要介護者又は要支援者が、居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、居宅要介護者又は要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、居宅要介護者又は要支援者及び家族の希望等を勘案し、利用する居宅サービスの種類及び内容やこれを担当する人等を含めた居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。 また、介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介等の支援を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 （3年1期）にて管理	

4 介護予防ケアマネジメント事業 (地域支援事業)	高齢者支援課		
二次予防事業対象者が要支援又は要介護状態になることを予防するため、その心身の状態に応じて、対象者自らの選択に基づき介護予防事業が効果的に実施されるよう必要な支援を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

5 総合相談・支援事業 (地域支援事業)	高齢者支援課		
地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助を行うために地域包括支援センターが次の事業を行います。 地域におけるネットワーク構築業務 高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態把握業務 総合相談業務(初期段階での相談対応<継続的・専門的な相談支援)	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

6 身体障害者相談員	障害者支援課		
身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言に当たる地域の奉仕者です。業務内容として、身体障害者地域活動の中核となり、その活動の推進を図ること、身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと、身体障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること、身体障害者に対する認識と理解を深めるため関係団体等と連携を図って援護思想の普及に努めること、に取り組んでいます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続 身体障害者 相談員 4 人	継続

7 知的障害者相談員	障害者支援課		
知的障害者の更生援護に関し、本人や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、知的障害者援護思想の普及に当たる地域の奉仕者です。業務内容として、知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと、知的障害者施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること、知的障害者に対する認識と、理解を深めるための援護思想の普及に努めること、に取り組んでいます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続 知的障害者 相談員 2 人	継続

8 幼児相談	健康推進課・学校教育課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>主に 3 歳児健康診査で言葉、情緒等の発達面で経過観察が必要と思われる児童及び育児環境等にて何らかのフォローが必要と思われる児童を対象として、心理判定員による個別相談により、保護者に適切な助言指導を行い、子育て支援の場とします。</p> <p>平成 19 年度より特別支援教育として櫃の実特別支援学校がセンター的役割を担い、幼稚園の出張相談等を行い地域との連携を深めていくなかで、幼児相談の位置づけについて検討していきます。</p>	継続	継続	継続

9 教育相談	学校教育課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>障害のある児童生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラーを 1 校に 1 名ずつ配置します。</p>	継続	継続	継続
		スクールカウンセラー 7 小学校 各 1 名 年間 35 日 5 中学校 各 1 名 年間 35 日	

10 うぐいす教育相談	総合教育センター		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>軽度発達障害を持つ又はその疑いがある児童生徒を対象に、学校職員、保護者と専門医による相談を年 3 回行います。</p>	継続	継続	継続

11 電話相談・来所相談	総合教育センター		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>障害のある児童生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、電話相談・来所相談を行います。</p>	継続	継続	継続

12 君津ふくしネット	君津健康福祉センター		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>木更津アクア 8 階にある中核地域生活支援センター（君津ふくしネット）が、24 時間、365 日、日中は窓口、夜間は電話相談により、福祉サービスの利用の仕方や介護・障害・育児等の相談に応じていきます。</p>	継続	継続	継続

第4章 施策の方向性及び事業展開

13 療育相談	君津健康福祉センター		
障害児の診査又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うため、整形外科医による運動機能面の相談を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

14 精神保健福祉相談・訪問指導	君津健康福祉センター		
精神保健福祉相談・訪問指導として、嘱託医相談、随時の電話相談、来所相談、訪問援助を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

15 難病相談事業	君津地域難病相談・支援センター		
難病患者と家族の療養上の問題や日常生活及び各種福祉手続き等に対する相談について、健康福祉センター及び市との連携のもとに、医療・保健・福祉等の総合的相談を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

16 視覚障害者のための「更生援護相談室」	千葉県視覚障害者福祉協会		
社団法人千葉県視覚障害者福祉協会が、視覚障害者の自立更生、社会参加に向け、適切な助言や生活指導、点字の指導等を行っています。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	-	実施	継続

17 オストメイト社会適応訓練	日本オストミー協会千葉県支部		
社団法人日本オストミー協会千葉県支部が、人工肛門・人工膀胱造設者を対象に、補装具等の使用について正しい知識を習得するための講演や、生活上の相談に応じています。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	-	実施	継続

(3) 権利擁護・成年後見制度

- | |
|----------------------------|
| 1 成年後見制度利用支援事業 |
| 2 高齢者虐待防止事業・権利擁護事業 |
| 3 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業） |
| 4 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立 |

サービスの利用に当たっては、利用者の不服が生じないように運用することが大前提です。しかし、苦情を伴う相談があった場合には、関係機関が利用者から積極的に受け、できるだけ速やかに苦情の解決を図ることが必要です。利用者が身近な窓口で行えるように、市も関係機関との調整を図っていきます。

苦情解決については、都道府県段階における対応（地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）における運営適正化委員会、千葉県社会福祉協議会に設置済み）と事業者による苦情解決という2つの流れがあり、これら関係機関との調整を図ります。このほか成年後見制度の利用促進を図ります。

苦情処理にとどまらず、被害者救済が必要となる場合には、消費者行政等関係機関と調整します。

1 成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業、地域支援事業)	障害者支援課、高齢者支援課		
認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、判断能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障があり、後見開始の審判請求を自ら行うことは困難であり、配偶者及び原則として4親等以内の親族による保護又は後見開始等の審判請求が期待できず、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画にて管理	障害福祉計画及び介護保険事業計画(3年1期)にて管理	

2 高齢者虐待防止事業・権利擁護事業 (地域支援事業)	高齢者支援課		
成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等に当たります。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画(3年1期)にて管理	

3 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)	千葉県社会福祉協議会		
高齢者や障害者で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、金融機関からの現金引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。 きみつ広域後見支援センターが実施します。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

4 県条例に基づく権利擁護のための相談体制の確立	君津健康福祉センター		
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害を理由とする不利益な取り扱いや合理的な配慮に基づく措置の欠如などの差別をなくすため、個別事案の解決に取り組みます。地域相談員を配置し、広域専門指導員と連携したうえで、場合により調整委員会への申し立て等に当たります。	平23目標	平23現況	平29目標
	実施	実施	継続

(4) 障害理解、交流

1 福祉教育

2 教職員研修の充実

3 心身障害児(者)のクリスマス会

4 心身障害児(者)の親子レクリエーション

5 手話講習会の実施

6 音訳入門講座の実施

7 ボランティア講座の実施

障害者が地域の中で普通に暮らしていけるような社会を実現するためには、学校における福祉教育や交流教育を通じて、子どものころから「ノーマライゼーション」や「共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」、「普遍主義(福祉の利用は特別な人のものではないということ)」といった理念を自然に身につけられるよう、交流教育、福祉・ボランティアに関する教育など教育環境を整えていきます。

また、障害のある人とない人とが交流機会を設けることで、障害者と障害の理解が進められるようにしていきます。

1 福祉教育	障害者支援課、教育委員会		
小・中学校において、障害者福祉施設等での福祉体験、福祉への理解を深めるための教育の推進に努めます。また、一般市民については、障害者福祉施設や社会福祉協議会の協力も得ながら、同様の機会を設けていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

2 教職員研修の充実	総合教育センター		
LD・ADHD児等指導研修会・教育相談研修会・幼稚園教諭研修会にて、障害のある児童生徒について理解を深め、指導の工夫・改善を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

3 心身障害児（者）のクリスマス会	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
毎年 12 月に老人福祉会館で、障害者のクリスマス会を実施することにより、障害児（者）との交流を深めていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

4 心身障害児（者）の親子レクリエーション	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
障害のある親子がボランティアと一緒にレクリエーションすることにより、障害児（者）との交流を深めていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

5 手話講習会の実施	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
手話の入門講座を実施し、地域の手話人口を増やし、聴覚障害者の理解を深めています。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

6 音訳入門講座の実施	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
視覚障害者のための声の広報を作成するボランティアを育成し、情報提供する人材を育成します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

7 ボランティア講座の実施	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
自閉症講座、千葉福祉園との共催講座、大人のためのボランティア体験講座等を通じて、市民福祉意識の醸成を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

2. 手帳

(1) 手帳	
1	身体障害者手帳
2	療育手帳
3	精神障害者保健福祉手帳
4	身体障害者手帳等交付診断料助成

障害者自立支援法に基づく給付、その他の障害者の福祉サービスが円滑に利用できるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付します。

障害があるにもかかわらず、手帳を取得していない人に対しては、手帳の取得について啓発します。

1 身体障害者手帳 身体に障害のある人が各種の援護、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度によって1級(重度)から6級(軽度)までに区分されます。 平成22年度実績 身体障害者手帳所持者 1,743人 者 1,700人 児 43人	障害者支援課		
	平23目標 継続	平23現況 継続	平29目標 継続

2 療育手帳 知的障害があり、日常生活に支障があるために何らかの援助を必要とする人が、一貫した指導・相談や、各種の援護、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度により、㊤(最重度)、A(重度)、B(中・軽度)に区分されます。 平成22年度実績 416人	障害者支援課		
	平23目標 継続	平23現況 継続	平29目標 継続

第4章 施策の方向性及び事業展開

3 精神障害者保健福祉手帳	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>精神障害があり、長期にわたり日常生活や社会生活に制約があるために何らかの援助を必要とする人が、各種の援護、福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度によって 1 級（重度）から 3 級（軽度）に区分されます。</p> <p>平成 22 年度実績 精神障害者保健福祉手帳所持者 220 人</p>	継続	継続	継続

4 身体障害者手帳等交付診断料助成	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
<p>身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請の際に必要な医師診断書の作成に要した費用の一部を助成しますが、平成 25 年度に見直しを実施します。</p>	継続	継続	

3. 保健・医療

(1) 健康づくり・予防

1	乳幼児健康診査
2	特定健康診査・特定保健指導
3	後期高齢者健康診査
4	がん検診
5	健康づくり支援センター運営事業
6	健康づくり推進特別事業
7	特定高齢者把握事業
8	通所型介護予防事業
9	訪問型介護予防事業
10	自殺予防対策
11	エイズ予防事業

早期療育における特別な支援は、障害のある人が地域で自立した生活を送る基礎をつくるためには、極めて重要なものとなります。特に、乳幼児期からの療育はその後の保育、学校教育等の各段階における支援の基礎をつくるものとして重要です。

市では現在、妊産婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導等のほか、成人に対する生活習慣病予防のための健康診査やがん検診等を実施していますが、今後も疾病や障害の予防と早期発見に努めていきます。なお、必要な部分については保健所、医療機関のほか、教育現場等と連携して対応していきます。

このほか、うつ状態をはじめとする心の健康問題について対応できる相談体制を充実していきます。

1 乳幼児健康診査	健康推進課		
乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障害等の早期発見と保護者への適切な指導を行うため、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査の充実に努めます。また、児の成長にあわせ、医師・児童判定員・保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・保育士等の専門職が、適切な保健指導・育児支援を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続
2 特定健康診査・特定保健指導	保険年金課		
内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のため、40歳以上の袖ヶ浦市国民健康保険加入者に対し特定健康診査を行います。また、生活習慣病の危険が重複する対象者に対し、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行います。 平成 22 年度実績 受診率 47.1%	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続
3 後期高齢者健康	保険年金課		
千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対し、健康診断を実施し、糖尿病等生活習慣病の早期発見を図り、健康維持、生活の質の確保に資することを目指します。 平成 22 年度実績 受診率 53.41%	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続
4 がん検診	健康推進課		
がんの早期発見のためがん検診を実施します。 ・胃がん検診（40歳以上） ・子宮がん検診（20歳以上） ・乳がん検診（30歳以上） ・肺がん検診（40歳以上） ・大腸がん検診（40歳以上）	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続
5 健康づくり支援センター運営事業	健康づくり支援センター		
高齢者や障害者を含めた市民全員の健康維持・増進をハード・ソフト両面から支援するために、健康づくり支援センターでの総合的な健康づくり活動を展開します。各種運動教室、運動指導、健康相談、市保健事業を実施します。 平成 22 年度から指定管理者制度を導入して効率的な運営を目指すとともに、今後も現在と同様に、生活習慣病や介護予防といった疾病の一次予防に重点を置いていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

6 健康づくり推進特別事業	健康づくり支援センター		
高齢化の進展や生活習慣病の増加、寝たきりや認知症等の増加等による市民の健康づくりに関する課題に対して、研究データに基づく科学的アプローチによる効果的な保健事業を展開します。転倒予防教室、減量教室、シニア体力チェック、生活習慣病予防特別イベント等を行います。 医療費・健康面について、ガウランドの効果を検証することにより、今後の保健事業の方向性を明確にし、今まで筑波大学が実施していた指導上のノウハウ等を修得して、効果的な事業を独自に確立していきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

7 二次予防対象者把握事業 (介護予防事業)	高齢者支援課		
介護予防二次予防対象者施策の対象となる二次予防対象者を、次の方法により把握していきます。 基本チェックリスト 介護保険認定審査での審査結果	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

8 通所型介護予防事業 (介護予防事業)	高齢者支援課		
二次予防対象者把握事業により把握された対象者に対し、各公民館等において介護予防を目的とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等のプログラムを実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

9 訪問型介護予防事業 (介護予防事業)	高齢者支援課		
二次予防対象者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある対象者に対し、保健師等が居宅を訪問し、必要な支援を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

第4章 施策の方向性及び事業展開

10 自殺予防対策	健康推進課		
自殺予防のため、うつ状態をはじめとする心の健康問題について対応できる相談として、精神科医、保健師、カウンセラー等による相談体制の確立、各種相談窓口（健康問題、経済問題、法律問題等）の周知徹底と連携、電子メールの活用等を含め、相談体制を充実していきます。このほか、いのちの電話や、自殺未遂者や自殺遺族をケアする団体等の民間団体との協力体制を確立していきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	実施	実施	継続

11 エイズ予防事業	君津健康福祉センター		
エイズに関する相談に応じるとともに、申出によりH I V抗体検査（無料・匿名）を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

(2) 医療サービス	
1	自立支援医療（更生医療、育成医療）
2	自立支援医療（精神通院医療）
3	重度心身障害者医療費の助成
4	精神障害医療費の助成
5	高齢者の医療の確保に関する法律による医療の特例適用
6	特定疾患医療費の支給
7	小児慢性特定疾患医療費の支給
8	特定疾患見舞金の支給
9	在宅寝たきり老人等訪問歯科保健事業
10	中核医療機関との連携

障害者が障害の特性に合わせて必要な医療が適正に受けられるよう、自立支援医療を給付します。

身体障害や知的障害をもつ人の中には、身近な医療機関での受診を希望する人もいます。そのため、かかりつけ医機能の普及を図っていきます。

精神障害や難病患者に対しては、地域の中核医療機関との連携を図りながら、患者の症状や生活環境に応じた適切な支援を行っていきます。

1 自立支援医療（更生医療） （自立支援給付）	障害者支援課		
身体障害者が、その日常生活能力、社会生活能力、また職業能力を回復・向上・獲得することを目的とした医療（更生医療）の給付として、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。 平成22年度実績 23人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

2 自立支援医療（精神通院医療） （自立支援給付）	障害者支援課		
精神障害にかかる通院医療に関して、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。 平成22年度実績 674人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

3 重度心身障害者医療費の助成	障害者支援課		
重度心身障害者（児）が医療機関等で診療を受けた場合に、健康保険が適用される医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。 なお、助成内容の見直しを実施します。 平成22年度実績 登録1,033人 給付者737人	平23目標	平23現況	平29目標
	充実	充実	継続

4 精神障害医療費の助成	障害者支援課		
精神に障害のある人に対し、精神障害の治療のための医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。 なお、助成内容の見直しを実施します。 平成22年度実績 383人	平23目標	平23現況	平29目標
	充実	充実	継続

5 高齢者の医療の確保に関する法律による医療の特例適用	保険年金課		
65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある人については、高齢者の医療の確保に関する法律により申請することで後期高齢者医療保険に加入することができます。	平23目標	平23現況	平29目標
	高齢者の医療の確保に関する法律により実施	高齢者の医療の確保に関する法律により管理	高齢者の医療の確保に関する法律により管理

6 特定疾患医療費の支給	君津健康福祉センター		
国の指定した45疾患で、治療が長期にわたり、医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して特定疾患医療受給票の交付を受けた人に対して、医療費等の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

7 小児慢性特定疾患医療費の支給	君津健康福祉センター		
18歳未満（継続20歳未満）の児童で、慢性疾患で治療が長期にわたり、保護者の医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けた人は、児童の医療費の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

8 特定疾患見舞金の支給	障害者支援課		
原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ経過が慢性にわたる特定疾患又は小児慢性特定疾患の疾病のため、1か月以上継続的に入院又は通院治療を受けている人に対し、見舞金を支給します。 なお、支給内容の見直しを実施します。 平成22年度実績 登録310人 給付者244人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

9 在宅寝たきり老人等訪問歯科保健事業	健康推進課		
在宅で寝たきり等により、歯科診療を受けることが困難な高齢者・障害者に対して、義歯の調整、歯の治療等の訪問歯科診療を実施し、口腔内の健康を改善し生活機能の向上及び意欲の増進を図ります。 主たる疾患の治療に比べて、口腔内の問題は我慢したり後回しにしてしまうことが多いため、口腔内の問題を抱えた高齢者・障害者が早期の歯科受診に繋がるよう、医療・介護関係者に対し口腔の健康に関する普及啓発を行い、市民への事業のPRを行います。 なお、支給内容の見直しを実施します。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

10 中核医療機関との連携	障害者支援課		
専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を一層図っていきます。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

4. 生活支援

(1) 居住支援

1 共同生活援助（グループホーム）

2 共同生活介護（ケアホーム）

3 生活ホーム

4 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

5 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

7 住宅改善費の助成

8 住宅改修、介護予防住宅改修

9 高齢者等住宅整備資金貸付事業

10 重度障害者（児）居室等増改築・改造資金貸付

11 公営住宅整備再生事業

12 木造住宅耐震化促進事業

居宅サービスと施設サービスの中間的な位置づけとして、グループホーム、ケアホーム等、市と近隣の地域で自立して生活するための場を整備していきます。

また、できるだけ在宅での生活を継続できるよう、住宅改修や木造住宅耐震化を行うための費用面からの支援を行います。

1 共同生活援助（グループホーム） （自立支援給付）	障害者支援課		
就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対して、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 12 人 （実人/月）	11 人 （実人/月） H23.10 現在	継続

2 共同生活介護（ケアホーム） （自立支援給付）	障害者支援課		
生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者に対して、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な介護、支援等を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 26 人 （実人/月）	22 人 （実人/月） H23.10 現在	継続

3 生活ホーム	障害者支援課		
独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

4 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 （介護給付、予防給付）	高齢者支援課		
認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者がグループホーム等で、共同生活をする居住系サービスであり、要介護者同士が良好な関係を築き、自らの役割を認識しながら、共同生活を自らの生活の場として共同生活を送れるように配慮します。 介護予防認知症対応型共同生活介護は、軽度の認知症にある人で、廃用症候群にもある要支援者を対象に、グループホームにおいて、日常生活を想定した運動器の機能向上等の機能訓練を、短期集中的に行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 （3年1期）にて管理	

5 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
特定施設入居者生活介護は、特定施設(有料老人ホームやケアハウス等のうちの一部)に入居している要介護者について、サービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をします。介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者について同様のサービスを行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画(3年1期)にて管理	

6 地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護給付)	高齢者支援課		
地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設(ケアハウス・有料老人ホーム等で、特に介護専用型特定施設で入居定員が29人以下の施設)での入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話や機能訓練を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画(3年1期)にて管理	

7 住宅改善費の助成 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
在宅の重度身体障害者(児)が居住する住宅の居室、浴室、便所、玄関及び階段等を、障害者が生活しやすいように改修する場合の経費の一部を助成します。 平成22年度実績0件	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

8 住宅改修、介護予防住宅改修 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
住宅改修、介護予防住宅改修は、日常生活を営む上で支障のある要介護者、要支援者が、住み慣れた自宅で安全かつ快適に暮らすことができるよう、住宅改修費を支給します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画(3年1期)にて管理	

9 高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者支援課		
市税等を完納している本市居住の高齢者や障害者に対して、生涯住みなれた地域、家で自立した日常生活を営むことができるように、また、介護者の負担を軽減できるよう、浴室やトイレを改造したり、段差の解消、手すり、スロープの設置等の整備を行う場合の資金を無利子で貸し付けます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

10 重度障害者（児）居室等増改築・改造資金貸付	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
重度障害者（児）と同居又は同居を予定している人に対し、障害者の専用居室を増改築又は附帯設備を改造するために必要な資金を低利で融資します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

11 公営住宅整備再生事業	建築住宅課		
現状の管理戸数を適正に管理しつつ、市営住宅の整備再生方針について検討を行い、障害者や高齢者等に配慮した市営住宅を目指します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続 3 団地 (管理戸数 88 戸)	継続

12 袖ヶ浦市木造住宅耐震化促進事業	建築住宅課		
市民自らが所有し、居住する木造住宅の耐震化について啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る費用の一部を助成し、地震による木造住宅倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で災害に強いまちづくりを目指します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

(2) 居宅でのサービス(リハビリテーションを含む)

1	居宅介護
2	重度訪問介護
3	行動援護
4	重度障害者等包括支援
5	訪問介護、介護予防訪問介護
6	夜間対応型訪問介護
7	ホームヘルパーの派遣
8	訪問入浴サービス(移動入浴車の派遣)
9	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
10	訪問看護、介護予防訪問看護
11	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
12	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
13	理容師の派遣(重度身体障害者(児))
14	理容師の派遣(在宅寝たきり高齢者等)
15	紙おむつの給付(重度身体障害者(児))
16	紙おむつの給付(在宅高齢者等)

介護保険制度を利用できない児童や青年・壮年の身体障害、知的障害、精神障害を持つ人に対しては、障害者自立支援法に基づく、自立支援給付や地域生活援助事業等に基づき、日常生活を支援します。

身体に障害のある人のうち、半数以上が65歳以上の高齢者という状況を踏まえ、65歳以上及び40～64歳の介護保険に基づく特定疾病の人に対しては、介護保険で利用可能なサービスが利用できるよう、居宅サービスの充実を図ります。

利用者がこうしたサービスを利用することで、介助に当たる家族の精神的、肉体的な負担の軽減(レスパイト・ケア(一時的休養))を図り、居宅での生活が継続できるようにしていきます。

また、高次脳機能障害や難病患者等、障害者と同様の状態にありながら、在宅サービスを受けることができなかった人へのサービスの提供を検討していきます。

1 居宅介護 (自立支援給付)	障害者支援課		
障害のある人に対して、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 101 人 (実人/月)	64 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

2 重度訪問介護 (自立支援給付)	障害者支援課		
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 6 人 (実人/月)	4 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

3 行動援護 (自立支援給付)	障害者支援課		
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 3 人 (実人/月)	0 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

4 重度障害者等包括支援 (自立支援給付)	障害者支援課		
常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 1 人 (実人/月)	0 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

5 訪問介護、介護予防訪問介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
訪問介護は、訪問介護員等が要介護者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援を行います。 介護予防訪問介護は、訪問介護員等が要支援者の自宅を訪問し、要支援者が主体的に行う調理、洗濯等を支援します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

6 夜間対応型訪問介護 (介護給付)	高齢者支援課		
夜間対応型訪問介護は、要介護者が24時間安心して在宅で生活できるよう、夜間に定期的に各自宅を巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせるサービスを行います。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

7 ホームヘルパーの派遣	障害者支援課		
高次脳機能障害や難病等障害状態にありながら、障害者自立支援法の居宅介護等のサービスが受けられず、障害者施策の対象外であったような人に対して、ホームヘルパーの派遣を行うことを検討していきます。	平23目標	平23現況	平29目標
	実施	実施	継続

8 訪問入浴サービス(移動入浴車の派遣) (地域生活支援事業)	障害者支援課		
居宅において入浴が困難な重度身体障害者(児)に対して、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画にて管理	38件 (件/年度)	継続

9 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
訪問入浴は、要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。 介護予防訪問入浴介護は、感染症等の理由により、要支援者が清潔保持が保てず、心身機能が低下している場合で、かつその他の方法では入浴できない場合に、要支援者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

10 訪問看護、介護予防訪問看護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
訪問看護は、看護師等が病状が安定期にある要介護者等の居宅を訪問し、療養生活の支援、心身機能の維持回復、必要な診療等の補助を行います。 介護予防訪問看護は、看護師等が要支援者の居宅を訪問し、心身機能の低下を防ぐために、療養生活の支援を行います。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

11 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（介護給付、予防給付）	高齢者支援課		
訪問リハビリテーションは、病状が安定期にある要介護者等の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。 介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者が通所介護事業所において、日常生活を想定しつつ、運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを、短期集中的に行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画（3年1期）にて管理	

12 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導（介護給付、予防給付）	高齢者支援課		
居宅療養管理指導は、病院、診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等によって、要介護者の定期的な療養上の管理指導を行います。 介護予防居宅療養管理指導は、要支援者の居宅を訪問し、日常生活を想定しつつ、心身機能を向上させるために、療養指導、栄養指導、口腔清掃等を中心に行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画（3年1期）にて管理	

13 理容師の派遣（重度身体障害者（児）） （地域生活支援事業）	障害者支援課		
65歳未満の方で下肢・体幹または移動機能障害を理由に身体障害者手帳2級以上で、障害程度区分4～6、または要介護3～5の方に対して、理容師を派遣します。 なお、派遣内容の見直しを実施します。 平成22年度実績 10人 43回	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

14 理容師の派遣（在宅寝たきり高齢者等）	高齢者支援課		
在宅の要介護3から5と認定された人で、寝たきり又は下肢不随等により理髪に行くことが困難な65歳以上の人に対して、理容師を派遣します。 なお、派遣内容の見直しを実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

第4章 施策の方向性及び事業展開

15 紙おむつの給付（重度身体障害者（児））	障害者支援課		
在宅の65歳未満の重度身体障害者（児）で失禁状態があり常時おむつを必要とする人に対して、紙おむつを支給します。 平成22年度実績 43人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

16 紙おむつの給付（在宅高齢者等）	高齢者支援課		
在宅の要介護1から5と認定された65歳以上の高齢者を介護している者又は要介護高齢者に対し、介護用品（紙おむつ等）を支給することにより家族等の経済的負担の軽減を図ります。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

(3) 介護家族支援	
1	家族介護慰労金支給事業
2	家族介護教室
3	当事者団体への支援

障害のある人自身のみならず、介助に当たる家族の精神的、肉体的な負担も大きくなっていることから、居宅サービスと合わせ介助に当たる家族への訪問・相談も含めた支援策を充実していきます。

また、心身障害者（児）福祉会、聴覚障害者福祉会、視覚障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、あすなる会といった当事者団体の支援をしていきます。

1 家族介護慰労金支給事業	高齢者支援課		
市民税非課税世帯の在宅高齢者で要介護 3 から 5 と認定されており、過去 1 年間介護保険のサービス等（ショートステイ 7 日間は除く）を受けなかった人を現に介護している家族に対して、慰労金を支給することにより家族の経済的な負担の軽減を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

2 家族介護教室	高齢者支援課		
在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対して、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術の習得を目的として、家族介護教室を開催します。 市内の社会福祉法人が実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

3 当事者団体への支援	障害者支援課		
心身障害者（児）福祉会、聴覚障害者協会、視覚障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、あすなる会といった当事者団体への加入を促し、本人及び介助者の孤立を防止します。また、当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを推進します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

(4) 補装具・日常生活用具	
1	補装具費の支給
2	日常生活用具給付等事業
3	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
4	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
5	車いすの貸し出し

適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることは、障害のある人が地域で自立するためには大切なことです。このため、補装具費の支給とともに、日常生活用具の給付等を行い、自立を支援します。

1 補装具費の支給 (自立支援給付)	障害者支援課		
障害者(児)の失われた身体機能を補完又は代償し、日常生活又は職業の能率の向上を図るため、義肢や車いす等の補装具の購入費や修理費を支給します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

2 日常生活用具給付等事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課																														
障害者(児)の日常生活活動の補助として、日常生活用具類(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修)の給付・貸与及び取付費の助成を行います。 なお、事業内容の見直しを実施します。 平成 22 年度実績	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標																												
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">→</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">(件/年度)</td> </tr> <tr> <td>介護・訓練支援用具</td> <td style="text-align: center;">9 件</td> <td style="text-align: center;">10 件</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> <tr> <td>自立生活支援用具</td> <td style="text-align: center;">8 件</td> <td style="text-align: center;">12 件</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> </tr> <tr> <td>在宅療養等支援用具</td> <td style="text-align: center;">10 件</td> <td style="text-align: center;">9 件</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> <tr> <td>情報・意思疎通支援用具</td> <td style="text-align: center;">791 件</td> <td style="text-align: center;">11 件</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> </tr> <tr> <td>排泄管理支援用具</td> <td style="text-align: center;">3 件</td> <td style="text-align: center;">960 件</td> <td style="text-align: center;">867 件</td> </tr> <tr> <td>住宅改修</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5 件</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> </table>		4 件	}	→	目標値	(件/年度)	介護・訓練支援用具	9 件	10 件	5 件	自立生活支援用具	8 件	12 件	6 件	在宅療養等支援用具	10 件	9 件	5 件	情報・意思疎通支援用具	791 件	11 件	6 件	排泄管理支援用具	3 件	960 件	867 件	住宅改修		5 件	1 件
	4 件	}	→			目標値	(件/年度)																								
介護・訓練支援用具	9 件					10 件	5 件																								
自立生活支援用具	8 件					12 件	6 件																								
在宅療養等支援用具	10 件					9 件	5 件																								
情報・意思疎通支援用具	791 件					11 件	6 件																								
排泄管理支援用具	3 件			960 件	867 件																										
住宅改修		5 件	1 件																												

3 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
福祉用具貸与は、要介護者の居宅での自立を支援するため、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、また、機能訓練、介護者の負担軽減等を支援します。 介護予防福祉用具貸与は、要支援者の心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に真に必要な福祉用具を貸与します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

4 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
特定福祉用具販売は、要介護者の、居宅での自立を支援するため、入浴や排せつに用いる特定の福祉用具を購入したときに購入費を支給します。 特定介護予防福祉用具販売は、要支援者の心身機能の状態を踏まえ、心身機能の向上に真に必要なものであって、入浴や排せつに用いる特定の福祉用具を購入したときに購入費を支給します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

5 車いすの貸し出し	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
高齢、障害、疾病等により歩行が困難な人を対象に、3か月を限度に車いすを貸し出しします。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

(5) 施設を利用したサービス(リハビリテーションを含む)

- 1 施設入所支援
- 2 生活介護
- 3 自立訓練(機能訓練)
- 4 自立訓練(生活訓練)
- 5 療養介護
- 6 児童デイサービス
- 7 地域活動支援センター事業
- 8 日中一時支援事業
- 9 通所介護、介護予防通所介護
- 10 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- 11 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- 12 短期入所
- 13 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- 14 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- 15 短期宿泊事業
- 16 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 17 介護老人福祉施設
- 18 介護老人保健施設
- 19 介護療養型医療施設
- 20 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護等の支援が必要な障害者に対しては、障害者施設サービスを利用できるようにしていきます。障害者施設については、市内で単独で確保することが難しい状況もあることから、市外にある各種障害者（児）施設サービスへの入所や通所等、円滑な利用を図っていきます。

65歳以上及び40～64歳の介護保険に基づく特定疾病の人に対しては、介護保険施設や市外にある施設サービスの円滑な利用を図っていきます。

1 施設入所支援 (自立支援給付)	障害者支援課		
夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 69 人 (実人/月)	47 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

2 生活介護 (自立支援給付)	障害者支援課		
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者に対して、事業所において、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 70 人 (実人/月)	89 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

3 自立訓練（機能訓練） (自立支援給付)	障害者支援課		
地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施します	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 3 人 (実人/月)	0 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

4 自立訓練（生活訓練） （自立支援給付）	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施します。	目標値 6 人 (実人/月)	9 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

5 療養介護 （自立支援給付）	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障害者に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護の提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施します。	目標値 3 人 (実人/月)	0 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

6 障害児通所支援（旧児童デイサービス）	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
療育の観点から個別教育、集団教育を行う必要が認められる就学前児童（原則、小学生から 18 歳未満の児童も可）に対して、肢体不自由児施設等において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価、指導員等による児童への個別指導、個別プログラムに沿った集団療育等を行います。	目標値 68 人 (実人/月)	60 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

7 地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
在宅の障害者に対して、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するための事業を行います。 型：専門職員配置、医療・福祉及び地域との調整、地域住民ボランティア育成、障害理解促進のための普及啓発、相談支援事業を実施 型：就労困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、社会適応訓練、入浴等を実施 型：小規模作業所のうち運営実績年数及び実利用定員が一定以上のものに運営費の支援を充実	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 92 人 (実人/月)	52.6 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

8 日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
障害者(児)の家族の就労支援及び日常介護している家族の支援が受けられない場合に、障害者(児)に日中、日帰りによる活動の場を提供します。 なお、事業内容の見直しを実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 38 人 (実人/月)	36.2 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

9 通所介護、介護予防通所介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
通所介護は、デイサービスセンター等において、入浴及び食事の提供、その他の日常生活上の支援、及び機能訓練を行うことによって、要介護者の社会的孤立の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 介護予防通所介護は、通所介護事業所において、入浴及び食事の提供、その他の介護を行い、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、要支援者の運動器の機能向上等を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

<p>10 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 (介護給付、予防給付)</p>	<p>高齢者支援課</p>		
<p>認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者を対象に、デイサービスセンター等において、入浴及び食事の提供、その他の日常生活上の支援、及び機能訓練を行うことによって、要介護者の社会的孤立の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 介護予防認知症対応型通所介護は、軽度の認知症に当たる要支援者を対象に、通所施設において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、心身機能の低下を防ぐための運動器の機能向上等の機能訓練を行います。</p>	<p>平 23 目標</p>	<p>平 23 現況</p>	<p>平 29 目標</p>
	<p>事業計画にて管理</p>	<p>介護保険事業計画 (3年1期)にて管理</p>	

<p>11 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション (介護給付、予防給付)</p>	<p>高齢者支援課</p>		
<p>通所リハビリテーションは、居宅要介護者が介護老人保健施設等において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。 介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が介護老人保健施設等において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行います。</p>	<p>平 23 目標</p>	<p>平 23 現況</p>	<p>平 29 目標</p>
	<p>事業計画にて管理</p>	<p>介護保険事業計画 (3年1期)にて管理</p>	

12 短期入所 (自立支援給付)	障害者支援課		
居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 29 人 (実人/月)	29 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

13 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
短期入所生活介護は、居宅要介護者を特別養護老人ホームに短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、及び機能訓練を行うことにより、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 介護予防短期入所生活介護は、要支援者を特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動器の機能向上等を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

14 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
短期入所療養介護は、要介護者を介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院、診療所等に短期間入所させ、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上、及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 介護予防短期入所療養介護は、要支援者を介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練等の必要な医療を行い、日常生活を想定しつつ、心身機能の低下を防ぐための機能訓練を中心に行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

15 短期宿泊事業(短期入所)	障害者支援課		
高次脳機能障害や難病等障害状態にありながら、障害者自立支援法の短期入所等のサービスが受けられず、障害者施策の対象外であったような人に対して、医療機関や障害者施設と連携した短期宿泊事業を行う。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	実施	実施	実施

16 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 (介護給付、予防給付)	高齢者支援課		
小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス。「通い」を中心とすることで、高齢者の生活のリズムを作るとともに、社会との接点を維持します。利用者本人のみならず、家族にとって安心感につながるよう配慮しつつ、自宅での生活継続を目指します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

17 介護老人福祉施設 (介護給付)	高齢者支援課		
介護老人福祉施設は、食事や排せつ等の介護が常時必要で、在宅での介護が困難な高齢者が入所する施設です。介護保険の施設サービス計画にもとづく、食事、排せつ、入浴等の介助、日常生活の世話、機能訓練、健康管理等を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

18 介護老人保健施設 (介護給付)	高齢者支援課		
介護老人保健施設は、症状が安定し、治療より看護や介護等のケアが必要な高齢者が入所する施設です。介護保険の施設サービスにもとづく医療、看護、医療管理下での介護、機能訓練、日常生活の世話をを行います。入所者の身体の状態等に照らし、在宅復帰の可否についての検討を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

19 介護療養型医療施設 (介護給付)	高齢者支援課		
介護療養型医療施設は、急性期が終わり、比較的長期間にわたる療養が必要な高齢者のための医療機関の病床です。医学的管理の下での介護、その他の世話及び機能訓練等を行います。 平成 23 年度末までに、老人保健施設や医師の配置が義務づけられていない有料老人ホーム等へ転換され、介護保険によるものは廃止されることになっています。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

20 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (介護給付)	高齢者支援課		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、 地域密着型介護老人福祉施設(入所定員が29人 以下の特別養護老人ホーム)に入所する要介護者 に対し、地域密着型サービス計画に基づいて行わ れる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生 活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世 話を行います。	平23目標	平23現況	平29目標
	事業計画に て管理	介護保険事業計画 (3年1期)にて管理	

(6) 経済的支援

1 特別障害者手当(国)

2 重度心身障害者福祉手当(市)

3 特別児童扶養手当(国)

4 障害児福祉手当(国)

5 心身障害児福祉手当(市)

6 児童扶養手当(国)

7 特定疾患特別介護手当

8 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金

9 障害補償給付・障害給付

10 心身障害者扶養年金(県)

11 所得税・住民税等の優遇措置

12 自動車税等の減免

13 鉄道・バス運賃の割引

14 国内航空旅客運賃の割引

15 タクシー運賃の割引

16 有料道路における通行料金の割引

17 NHK放送受信料の減免等

18 NTT電話番号案内の無料サービス

19 携帯電話基本料金等の割引

20 郵便料金の割引

21 有料施設利用料の減免

22 特別支援教育就学奨励費の支給

23 更生訓練費給付事業

障害のある人の経済的自立とその家庭の生活の安定を図るため、労働社会保険諸法令に基づく制度の紹介や、各種手当の支給や助成事業を行っていきます。

今後は、国の労働社会保険諸法令に基づく制度変更を踏まえながら、適切な支援に努めていきます。

1 特別障害者手当（国）	障害者支援課		
精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障害者（所得制限あり）に対して、手当を支給します。 平成23年度月額単価：月26,340円 平成22年度実績 特別障害者手当対象者 43人 経過措置福祉手当対象者 1人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

2 重度心身障害者福祉手当（市）	障害者支援課		
在宅の20歳以上65歳未満の重度知的障害者及び寝たきり身体障害者を介護する人（特別障害者手当を受けられる場合、介護保険法に基づく保険給付を受けている場合を除く）に対して、手当を支給します。 なお、支給内容の見直しを実施します。 平成23年度月額単価：月12,650円 平成22年度実績 身体障害者 6人 知的障害者 41人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

3 特別児童扶養手当（国）	障害者支援課		
精神又は身体に重度又は中度の障害を有するために、日常生活において常時の介護を必要とするか、あるいは障害の状態にある20歳未満の児童を育てている父母又は父母に代わって児童を養育している方（児童福祉施設等の入所者、一定以上の所得ありを除く）に対して、手当を支給します。 平成23年度月額単価：1級月50,550円 2級月33,670円 平成22年度実績 1級66人、2級46人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

4 障害児福祉手当（国）	障害者支援課		
精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障害児（所得制限あり）に対して、手当を支給します。 平成23年度月額単価：月14,330円 平成22年度実績 対象者27人	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

5 心身障害児福祉手当(市)	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
精神又は身体に障害を有する児童の保護者(肢体不自由児施設等の入所者、国民年金法等による障害年金等受給者を除く)に対して、手当を支給します。 なお、支給内容の見直しを実施します。 平成 23 年度月額単価：月 12,650 円 平成 22 年度実績 身体障害児 17 人 知的障害児 51 人	継続	継続	継続

6 児童扶養手当(国)	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
父親がいないか、あるいは父親が重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とし、その児童(18歳に達する以降の最初の3月31日までにある人、障害のある児童は20歳未満)を養育している母又は養育者(支給要件、所得制限あり)に対して、手当を支給します。 平成 23 年度月額単価：全額支給は児童1人の場合は月 41,720 円、一部支給は児童1人の場合は所得の金額に応じて月 41,710 円から月 9,850 円、2人目には 5,000 円加算、3人目から1人につき 3,000 円加算	実施	継続	継続

7 特定疾患特別介護手当	君津健康福祉センター		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
特定疾患治療研究費受給者で、重症認定されている人のうち、寝たきり及びほとんど寝たきり状態で、現に家族等により長期にわたり介護を受けている人に、特別介護手当を支給します。 平成 23 年度月額単価：月 8,500 円	継続	継続	継続

8 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・特別障害給付金	保険年金課 日本年金機構・各共済組合		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
一定の要件等に該当するものが、病気やけがで所定の障害状態となった場合に、その程度に応じて年金・一時金が支給されます。 平成 23 年度月額単価：障害基礎年金 1 級年 986,100 円、2 級 788,900 円、ほかに要件により、障害厚生年金(1 級・2 級は障害基礎年金と併給)・障害手当金、障害共済年金(1 級・2 級は障害基礎年金と併給) 特別障害給付金を支給	継続	継続	継続

9 障害補償給付・障害給付	木更津労働基準監督署		
業務上の事由又は通勤による傷病により、傷病が治ゆしたとき身体に一定の障害が残った場合に、年金・一時金が支給されます。 障害（補償）年金、障害（補償）一時金、障害（補償）年金差額一時金、障害（補償）年金前払一時金、このほか、労働福祉事業による障害特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

10 心身障害者扶養年金（県）	障害者支援課		
障害者（児）の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合に、残された障害者（児）に終身一定額の年金を支給します。 月額 1 口に対して 20,000 円、2 口に対して 40,000 円 平成 22 年度実績 加入者 19 人 受給者 8 人	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

11 所得税・住民税等の優遇措置	課税課 木更津税務署、木更津県税事務所		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、障害の程度に応じて、所得税、住民税の障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者扶養控除を受けることができます。 このほか、障害の内容や程度に応じて、個人事業税、相続税、贈与税、小額貯蓄等の非課税の扱いがあります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

12 自動車税等の減免	課税課、木更津県税事務所		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、障害の程度に応じて、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免を受けることができます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

13 鉄道・バス運賃の割引	JR、その他鉄道・バス会社		
身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人とその介護者は、障害の程度に応じて、JR 各社線及びその連絡社線を利用する場合に運賃が割引（5 割引）になります。JR 以外の鉄道・バスについても、JR に準じて割引を行っているところもあります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

14 国内航空旅客運賃の割引	航空会社		
満12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人とその介護者は、国内航空路線を利用する場合に運賃が割引（各航空運送事業者が設定する額）になります。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

15 タクシー運賃の割引	タクシー会社		
身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人は、タクシー乗車時に、手帳を提示することにより、タクシー運賃が割引（1割引）になります。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

16 有料道路における通行料金の割引	東日本高速道路等		
身体障害者手帳の交付を受けている人が乗用車（営業用の自動車を除く）を自ら運転する場合、重度の身体障害者（第1種）又は重度の知的障害者（第2種）が乗車しその移動のため介護者が本人又は本人の親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）を運転する場合、有料道路の通行料金が割引（5割引以内）になります。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

17 NHK放送受信料の減免等	NHK		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯は、契約内容と障害及び所得の程度に応じて、NHKの放送受信料が減免（全額免除又は半額免除）になります。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

18 NTT電話番号案内の無料サービス	NTT		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、障害の程度に応じて、事前に申請することにより、電話番号案内を無料で利用することができます。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	平成22年度廃止	

19 携帯電話基本料金等の割引	携帯電話会社		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、障害を有する人のコミュニケーション手段としての携帯電話について、各社で基本料金等の割引サービス（割引内容等は各社により異なる）を行っています。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

20 郵便料金の割引	郵便事業株式会社（郵便局）		
点字郵便物、特定録音物等郵便物（郵便物の内容に指定あり）については、3kg まで無料の取り扱いがなされています。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

21 有料施設利用料の減免	体育振興課、健康づくり支援センター		
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、市内体育施設（総合運動場、サッカー場、野球場、臨海スポーツセンター等）の利用料を全額減免します。また、袖ヶ浦健康づくり支援センター（ガウランド）の利用料を本人と付添人1人まで全額免除します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

22 特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課		
特別支援学級に就学している保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な費用の一部を奨励費として支給します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

23 更生訓練費給付事業 （地域生活支援事業）	障害者支援課		
身体障害者更生援護施設に入所している障害者に対して、更生訓練費を支給し社会復帰の促進を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	0人 (実人/月) H23.10 現在	継続

5. 生活環境

(1) 移動支援

- 1 移動支援事業
- 2 社会参加促進事業
- 3 福祉タクシー等利用券の交付（福祉タクシー・自動車燃料費助成券）
- 4 高齢者外出支援事業
- 5 バス路線整備事業
- 6 通院等送迎（移送）サービス
- 7 福祉カー貸出
- 8 駐車禁止規制の適用除外
- 9 身体障害者標識（障害者マーク）

障害者が地域で自立した生活を営むためにも、また、社会参加・就労の確保のためにも、障害者の移動を確保することが重要な課題となります。そのための支援策を講じていきます。

1 移動支援事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
屋外での移動に困難のある障害者(児)に対し、 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の介護を行います。 なお、事業内容の見直しを実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 43 人 (実人/月)	42.5 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

2 社会参加促進事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
障害者の社会参加を促進するため、自動車改造費 や運転免許取得費の助成等の事業を行います。 身体障害者用自動車改造費助成事業：身体に障害 のある人が、就労等に伴い自ら運転する車を改造 する場合に、操行装置(ハンドル)及び駆動装置 (アクセル及びブレーキ)の改造に要する費用の 一部を助成します。 障害者自動車運転免許取得助成事業：身体に障害 のある人が、就労等に伴い運転免許を取得する場 合に、免許取得に要した費用の一部を助成しま す。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画に て管理	5 件 (件/年度)	継続

3 福祉タクシー等利用券の交付 (福祉タクシー・自動車燃料費助成券)	障害者支援課		
在宅の重度心身障害者(児)に対して、タクシー の利用券又はガソリン代の一部を助成します。 なお、交付枚数の見直しを実施します。 平成 22 年度実績 705 人交付、24,150 枚利用	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

4 高齢者外出支援事業	高齢者支援課		
65 歳以上の高齢者で、一人で送迎バスの乗り降り が可能であり、かつ乗車中の安全を介添えなしに 行える人に対して、バスを利用した外出支援を行 います。 袖ヶ浦自動車教習所の協力により、市内 3 路線を 走る教習生送迎バスの空席を利用して行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

5 バス路線整備事業	企画課		
交通空白地帯を解消し交通弱者の移動手段を確保するため、バス路線の維持を図るとともに、市内公共交通に関する調査検討を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

6 通院等送迎（移送）サービス	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
高齢や障害のため、一般の交通機関では外出が困難な人で、車両への乗降（軽度の介助可）ができ乗車中に座位がとれる人に対して、月 2 回（透析は 4 回）付添い、運転ボランティアが付いた送迎移送サービスを行います。 病院の通院や入院、市役所関係機関や金融機関の立ち寄り、簡単な買物等を行うことができます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

7 福祉カー貸出	袖ヶ浦市社会福祉協議会		
心身障害者（児）及び高齢者の家族等に対して、リフト付ワゴン車、スロープ付ワゴン車（袖ヶ浦ゆうあい号）を貸し出しします。 病院の通院等や買い物、旅行に使用することができます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

8 駐車禁止規制の適用除外	木更津警察署		
障害者本人が運転する又は障害者のために同居家族が運転する自動車について、生活の利便を図るために、千葉県公安委員会（受付窓口は住所地を管轄する警察署）から駐車禁止除外指定標章を交付されると、駐車禁止区域内での規定除外措置を受けることができます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

9 身体障害者標識（障害者マーク）	交通安全協会		
道路交通法では、身体障害者（肢体不自由者）に所定の標識を表示してもらうことにより、他の運転者に注意を喚起し、運転している障害者の保護を図る指定がなされています。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	-	普及	普及

(2) 生活環境の整備

- 1 都市マスタープラン見直し
- 2 袖ヶ浦駅舎橋上化及び自由通路整備事業
- 3 長浦駅整備事業
- 4 特定交通安全施設等整備計画（袖ヶ浦地区、長浦地区）
- 5 都市公園におけるバリアフリー化
- 6 路外駐車場におけるバリアフリー化
- 7 小中学校におけるバリアフリー化

障害者が社会のあらゆる分野に参加するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていく（フリー）ことが基本条件となります。そのため高齢者、障害のある人をはじめ、すべての人に優しいユニバーサル・デザインに基づいた福祉のまちづくりを進めていきます。

障害のある当事者からのより具体的な要望を様々な機会を通じて提案を受け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等、障害のある人もない人も利用しやすいような公共施設や公園施設の整備を推進します。

1 都市マスタープラン見直し	都市整備課		
平成 22 年 3 月に都市計画マスタープランを見直しました。見直しに際しては、市街地の整備方針において、「福祉のまちづくりの推進」として、「高齢者や障害者でも安全に、安心して外出できる環境づくりを目指すため、鉄道駅や公共施設については、バリアフリー化を促進します」ということを掲げており、高齢者や障害者に配慮した都市づくりをしていくこととします。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	平成 19 ~ 21 年度の計画見直しにより推進	平成 22 年 3 月見直しの計画により推進	継続

2 袖ヶ浦駅舎橋上化及び自由通路整備事業	企画課、土木建設課		
袖ヶ浦駅南北一体のまちづくりと施設のバリアフリー化を含めた利用者の利便性向上を図るとともに、駅舎の老朽化を解消し安全性を高めるため、袖ヶ浦駅海側区画整理事業の進捗に合わせて駅舎の橋上化と南北自由通路の整備を推進します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	概略設計 詳細設計	概略設計	平成 27 年度 工事完了

3 長浦駅舎橋上化及び自由通路整備事業	企画課、土木建設課		
長浦駅は、駅前広場から駅へ至る経路が複雑で段差が多いという課題を抱えているため、このような課題を解消し、だれもが使いやすい駅を目指し、エレベーターや多目的トイレ等の設備を備えた駅舎と南北自由通路の整備を推進します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	基礎設計 概略設計 詳細設計	詳細設計	平成 24 ~ 26 年度 工事

4 特定交通安全施設等整備計画（袖ヶ浦地区、長浦地区）	土木建設課		
交通バリアフリー基本構想により、重点整備地区を指定し、バリアフリー化を進めることとなっています。この構想に基づいて、袖ヶ浦地区、長浦地区において、地区の状況に応じて、「歩道の拡幅」「歩道の横断勾配の解消」「歩道の段差の解消」「点字ブロックの再配置」「側溝蓋の交換」「ポラード（車止め）設置」「無電柱化／電線地中化」等の整備を順次行っていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	整備推進	整備推進	整備推進

5 都市公園におけるバリアフリー化	都市整備課		
高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における施設利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー新法による基本方針、基準に基づき都市公園のバリアフリー化を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	整備推進	整備推進	整備推進

6 路外駐車場におけるバリアフリー化	都市整備課		
高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における施設利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、バリアフリー新法による基本方針、基準に基づき特定路外駐車場のバリアフリー化を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	整備推進	整備推進	整備推進

7 小中学校におけるバリアフリー化	教育総務課		
市内にある小学校 8 校、中学校 5 校では、昇降口車いす用スロープ、洋式トイレの設置、階段両側への手すりの設置等に取り組んでいますが、今後とも「福祉のまちづくり条例関連学校改修時の基本方針」に沿ったうえで、施設の大規模改修等に併せてバリアフリー化を進めていきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	整備推進	整備推進	整備推進

(3) 見守り

1 高齢者等生活支援用具給付貸付事業（緊急通報システム）

2 徘徊老人等SOSネットワーク事業

3 FAX110番、メール110番

障害者が緊急時に地域の支援を受けられるよう、緊急通報システム、徘徊老人等SOSネットワーク、FAX110番、メール110番といった仕組みを構築し運用します。

1 高齢者等生活支援用具給付貸付事業（緊急通報システム）	高齢者支援課		
常時一人で生活しているおおむね65歳以上の人、世帯全員が65歳以上で同居の方が寝たきりの世帯に対して、非常時等に対応するため、対象者の自宅に第一通報先を警備会社とする緊急通報システム（本体・ライフリズムセンサー・火災警報器・ペンダント送信機）を設置します。また、安全な日常生活を支援するため、漏電ブレーカー、電磁調理器、ガス漏れ警報機を給付します。今後は、障害者等についても、緊急通報システムの設置を検討していきます。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続 緊急通報システム設置 23年度末301台（新規37台）	継続

2 徘徊老人等SOSネットワーク事業	高齢者支援課		
認知症高齢者等の徘徊や行方不明者等に対応するため、袖ヶ浦市、木更津警察署、その他関係機関、団体等が一体となり、SOSネットワークを利用（FAXで情報を送信）し、速やかに対象者を発見、保護された後のアフターケアを図ります。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

3 FAX110番、メール110番	木更津警察署		
主に言語や聴覚に障害があるため通常の110番通報を利用することができない人が、事件や事故に遭ったときに、FAXや携帯電話等を使用して、文字により110番センターへ緊急通報をすることができます。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

(4) 防災・防犯

1 家具転倒防止器具取付事業

2 震災火災対策自主防災組織整備事業

3 災害時要援護者の避難支援

障害者は災害に対して非常に弱い存在です。これらの人々が安心して暮らしていくためには、障害の種別や程度に応じて適切な支援対策を準備する必要があります。災害時の不安要素としては、避難できないこと、避難場所での生活が多く挙がっています。障害のある人の視点から災害時の仕組みづくりを強化していきます。

特に、地域における隣近所や自治会、ボランティア組織等による対応は、災害発生の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりを図っていきます。また、避難先における専門的な対応のため、市内の福祉施設との連携を図ります。

このほか、障害のある人が、安心して生活できるよう、緊急連絡体制の確保や防犯体制の充実を図ります。

1 家具転倒防止器具取付事業	高齢者支援課、障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
満 18 歳未満及び満 65 歳以上の人のみにより構成される世帯、満 18 歳未満及び満 65 歳以上の人を除き、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けているのみにより構成される世帯等、いわゆる災害弱者の地震時の家具転倒の被害から守るため、転倒防止器具の取り付けを行います。 なお障害者分は、事業内容の見直しを実施します。	継続	継続	継続

2 震災火災対策自主防災組織整備事業	危機管理課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
「自分たちの地域は、自分たちで守る」という視点から、各地域において災害を最小限に抑え、地域住民の生命、身体、財産を守る体制強化を図るための自主的な防災組織の結成促進や訓練の充実、貸与資器材の充実に努め、防災意識の高揚を図ります。 未結成の区・自治会に対する自主防災組織の結成促進、既存組織への防災訓練の指導、防災資器材の貸与・更新を行います。 自主防災組織が中心となり、災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である高齢者や障害者等（要援護者）に対し、より迅速な避難支援体制が整えられるよう努めてまいります。	継続	継続 59 自治会等 9,292 世帯	継続

3 災害時要援護者の避難支援	危機管理課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難である要援護者（高齢者や障害者等）が安否確認や避難支援など必要な支援が受けられるように、平成 22 年 6 月から「袖ヶ浦市災害時要援護者登録制度」をスタートさせ、手上げ方式及び同意方式（民生委員児童委員などと連携）により、登録台帳の整備・更新等を行い、要援護者の把握に努めます。 区等自治会などと協力し避難支援者の選定を進めるとともに、情報伝達体制の整備、情報の共有、避難支援計画の具体化、避難所における支援のあり方（福祉避難所の指定等）、各種訓練の実施など、関係機関と連携を図り、要援護者に配慮したより迅速な支援体制を構築できるよう努めてまいります。	実施	実施 1,604 人 (H23.11.1 現在)	継続

6 . 保育・教育

(1) 保育・教育

1 障害児保育の実施

2 特別支援教育の推進

3 特別支援連携協議会、専門家チームの設置及び巡回相談の実施

4 通級指導による特別支援教育の充実

5 市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実

6 特別支援学校における教育の推進

7 就学相談・進路相談の充実

障害のある子どもを、将来、社会的に自立できるように支援していくことは、保育・教育の重要な役割です。

障害のある児童・生徒が、一人ひとりの能力、その障害の種類や程度に応じて、適切な保育や教育を受けられるようにするため、障害児保育、個別指導、特別支援教育、就学相談、通級指導学級等、障害児のための保育や教育環境の充実を図ります。

このほか、障害児保育、特別支援教育を推進するとともに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等といった新たな障害に対応するため、教育・医療・保健・福祉等の関係者の連携を強化します。

障害のある子どもが学校を卒業した後、社会的に自立できるような社会にするため、障害や適正に応じた就学相談や就労相談等の進路指導を行うとともに、障害のある人がいつでも、どこでも学習できるよう、生涯学習の機会の充実を図っていきます。

1 障害児保育の実施 障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する軽・中程度の障害児保育について、対象者の入所希望に応じて引き続き受け入れていきます。	子育て支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続 保育所 7 所 (市立 5) (私立 2) 障害児受け入れ数 2 人	継続

2 特別支援教育の推進 各校に特別支援教育コーディネーターを置き、特別支援教育校内委員会を開催し、障害のある児童生徒の指導体制を整備、推進します。	学校教育課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	充実	充実	充実

3 特別支援連携協議会、専門家チームの設置及び巡回相談の実施 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症（HFA）等の幼児（園児）児童生徒を含め、障害のある幼児（園児）に対する支援体制を整備促進するために、教育・医療・保健・福祉等関係者からなる「特別支援連携協議会」及び「専門家チーム」を設置しています。また、要請に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園（保育所）小・中学校及び高等学校における学習障害、注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の障害がある幼児（園児）児童生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るとともに、障害があるか否かの判断や望ましい教育的対応の助言等を行います。	学校教育課 障害者支援課、子育て支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

4 通級指導による特別支援教育の充実 言語、学習障害等の通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障害のある児童のニーズに応じた教育を推進します。	学校教育課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	充実	言語 2 校 学習障害等 1 校	充実

5 市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実 学習障害、注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等、障害のある児童生徒に対する学習・生活上の困難を改善・克服するために、特別支援教員を配置します。	学校教育課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	充実	特別支援教員 7 小学校 計 9 名 5 中学校 計 5 名	充実

6 特別支援学校における教育の推進	特別支援学校		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
児童、生徒の障害とその程度に応じて、特別支援学校において、自立を目指し、発達、社会参加、就労・進学等に向けた主体的な取組を支援するという視点に立った教育を行います。市内には、知的障害児を対象とする県立楨の実特別支援学校があります。	充実	充実	充実

7 就学相談・進路相談の充実	学校教育課、特別支援学校		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の種類・程度等に応じた就学相談の充実に努めます。 障害をもった児童・生徒がその後の進路を進む際に、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の種類・程度等に応じた進路相談の充実に努めます。	充実	充実	充実

(2) 子育て支援

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

2 ファミリー・サポート・センター事業

障害のある児童を地域で支援するため、放課後児童クラブ事業において、障害児の受け入れを検討します。また、ファミリー・サポート・センター事業を創設し、障害のある子どもと家族を支援します。

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	子育て支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
放課後児童クラブは、児童ができるだけ徒歩で利用できるよう、各小学校区に整備しています。対象者は、原則として小学校1年生～3年生としていますが、高学年でも希望により利用することができます。障害のある子どもについては、どのような設備、体制をとれば受け入れられるのか検討したうえで、可能な場合は受け入れていきます。また民設クラブに対しては、障害児受入補助を行います。	継続	継続 放課後児童 クラブ 10クラブ 障害児受入 補助実施	継続

2 ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
ファミリー・サポート・センター事業は、かつての地縁機能を代替するものとして、保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所（園）等への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行うものです。これについては、他事業の実施状況と将来の必要性を見極め、1か所設置をめざします。実施に際しては、障害のある子どもでも利用できるよう、検討を進めます。	実施	実施	継続

7. 雇用・就業、社会参加

(1) 就労支援

1	就労移行支援
2	就労継続支援（A型）
3	就労継続支援（B型）
4	施設入所者就職支度金給付事業
5	知的障害者職親委託制度
6	ジョブコーチの派遣推進
7	障害者就労促進体制の整備
8	福祉作業所（第一うぐいす園、第二うぐいす園）
9	特定求職者雇用開発助成金
10	袖ヶ浦市雇用促進奨励金
11	市職員としての採用促進

仕事を持つということは、社会的・経済的に自立することに対する重要な条件となります。障害のある人が働く場合、就労先の開拓やあっせん、職業研修、定着支援、就業フォロー、相談、さらには生活全般への支援といったものが、密着に関連して初めて成り立つものであり就労と生活を総合的に支援するための支援体制が必要です。

身体に障害のある人の半数以上は高齢者となっているものの、若い人や知的障害をもった人の中には就労の意欲を持っている人がいます。障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、障害者施設等における職業訓練を図ります。

また、公共施設における雇用の場の確保や、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図りながら短時間雇用や臨時職員としての採用、あるいは複数による就労等、就労意欲を持つ人のニーズと適正に応じた多様な就労形態を整備し、一般企業への障害者雇用の理解と推進に努めます。

1 就労移行支援 (自立支援給付)	障害者支援課		
一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った就労が見込まれる65歳未満の障害者に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 15 人 (実人/月)	13 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

2 就労継続支援 (A型) (自立支援給付)	障害者支援課		
就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の人に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供、これを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 8 人 (実人/月)	1 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

3 就労継続支援 (B型) (自立支援給付)	障害者支援課		
就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人に対して、就労や生産活動の機会の提供(雇用契約は締結しない)や、工賃の支払い目標を設定し額のアップを図ることを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった人への一般就労への移行に向けた支援をすることを目的として、必要な指導等を実施します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	目標値 52 人 (実人/月)	40 人 (実人/月) H23.10 現在	継続

4 施設入所者就職支度金給付事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
身体障害者更生援護施設に入所又は通所している人が訓練を終了し、就職等により自立するに際して、就職支度金を支給することにより、社会復帰の促進を図ります。旧法は平成23年度末で終了。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	未実施	

5 知的障害者職親委託制度 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与るとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。 知的障害者の希望や適性に応じて、一般企業だけでなく、農業従事者にも職親委託します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	事業計画にて管理	2人 (実人/月) H23.10 現在	継続

6 ジョブコーチの派遣推進	木更津公共職業安定所		
知的障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、事業主、職場の同僚、障害者本人に対して、きめ細かな人的支援、助言を行います。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	充実	充実	充実

7 障害者就労促進体制の整備	障害者支援課		
障害者の社会参加と自立を促進するため、一般企業への就労を支援します。また、安定した就労を継続できるよう、就労から職場定着まで支援するため、各支援機関のネットワーク化を図ります。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	充実	充実	充実

8 福祉作業所(第一うぐいす園、第二うぐいす園)	障害者支援課		
在宅の15歳以上の身体障害者又は療育手帳所持者で作業意欲及び作業能力があり継続して通所が可能な人で、雇用されることが困難な人に対して、就業の場を提供するとともに生活指導を併せて行い、その自立を助長します。 施設運営は、指定管理者制度により行いますが、事業運営の見直しを実施します。 平成22年度 第一利用者32人 第二利用者12人	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	検討

9 特定求職者雇用開発助成金	木更津公共職業安定所		
高年齢者(60歳以上65歳未満)障害者等の就職が特に困難な人を、公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、助成金を交付します。 平成19年度価額：助成率(中小企業)は、対象労働者と一般被保険者・短時間被保険者の区分により、1/4から1/2まで、助成期間は1年間又は1年6か月間まで	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	継続	継続	継続

10 雇用促進奨励金	経済振興課		
市内在住の障害者、高年齢者（55歳以上）の方の雇用の機会を拡大するため、常用労働者として新たに雇用する又は定年退職者を継続して再雇用した事業主に対して、国の特定求職者雇用開発助成金とは別に、雇用促進奨励金を交付しています。現在は障害者雇用の事業主が少ないため、雇用拡大に向け、事業のPRに努めます。 （月20,000円、12か月間交付）	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続 袖ヶ浦市雇用促進奨励金 障害者雇用 0件 高年齢者雇用 5件	継続

11 市職員としての採用促進	総務課		
障害者の雇用を積極的に実施し、障害者の社会参加を促します。 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、積極的に障害者の採用に努め、事業主としての責務と市内企業に対する市としての先導的役割を果たしていきます。 今後、退職する障害者の欠員を補充し、法定雇用者数を維持し、さらに法定雇用率2.1%達成のため、さらなる障害者の雇用を図ります。また、採用者の確保を図るため、採用試験のPRをしていきます。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

(2) 生涯学習・スポーツ	
1	障害者に対応した社会体育施設の整備
2	君津地域心身障害者(児)スポーツ大会
3	君津地域心身障害者(児)オリエンテーリング大会
4	千葉県障害者スポーツ大会
5	市民三学大学講座
6	図書館サービスの充実

障害のある人の「生活の質(QOL)」を向上させるうえで、スポーツ活動や文化芸術活動は重要な役割を果たします。こうした活動が広がるためには、障害者自身が参加への意欲を持ち、努力をすることも重要ですが、なによりも障害者の社会参加ができるような環境づくりを進めることが重要な条件といえます。とりわけ、重度の障害や重複した障害のある人にとっては、参加意欲を促す環境づくりが欠かせません。

今後は、公共施設等を有効に活用しつつ、スポーツ活動、レクリエーション大会、文化芸術活動等の事業を充実させ、障害の程度にかかわらず、障害のある人とない人が、気軽に活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。

1 障害者に対応した社会体育施設の整備 「生きがいとゆとりある心豊かな人間都市」をめざしていくなかで、一般市民と高齢者、障害のある人がスポーツ・レクリエーションの場において、ともに活動できる社会体育施設の整備を図ります。 「高齢者、障害のある人に優しい施設」を整備しPRすることで、利用者の増加及びスポーツ・レクリエーションへの新たな参加が予想され、本市スポーツ・レクリエーションの基本理念である「市民一人1スポーツ」の目標達成をめざします。 現在の障害者(団体)の利用者のニーズを把握し、施設改修を進めていきます。	体育振興課		
	平 23 目標 整備推進	平 23 現況 整備推進	平 29 目標 整備推進

2 君津地域心身障害者（児）スポーツ大会	障害者支援課		
君津地域（袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市）の心身障害者（児）を対象に、毎年6月頃を実施しています。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

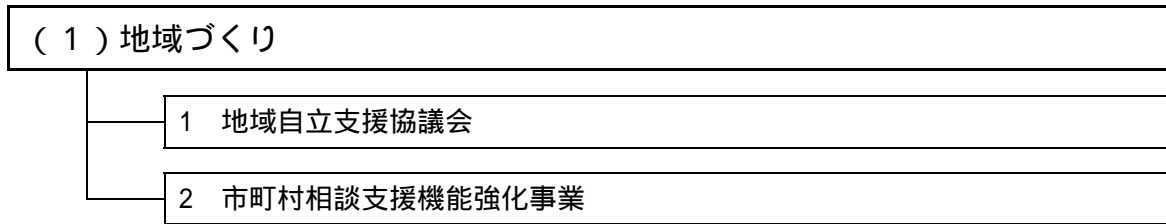
3 君津地域心身障害者（児）オリエンテーリング大会	障害者支援課		
君津地域（袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市）の心身障害者（児）を対象に、毎年秋頃を実施しています。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	- 平成22年度中止	-

4 千葉県障害者スポーツ大会	障害者支援課		
毎年1回、5月頃に千葉県総合運動場で行われます。この大会は全国障害者スポーツ大会の千葉県代表の予選考会を兼ねています。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続	継続

5 市民三学大学講座	生涯学習課		
人間性豊かな市民としての資質・教養を高め、自己の人生の充実を図るとともに、心の交流を広め、協調と連帯に支えられた地域社会人としての市民の育成を目的として、市内5か所の市民会館及び公民館において、講師を招き、年7回公開講座を開講し、聴覚障害者に講演内容を理解してもらうために、手話通訳者を2名配置し、交代による同時通訳を実施しています。 今後も引き続き講演内容については、手話通訳者による同時通訳を行います。	平23目標	平23現況	平29目標
	継続	継続 講座開催 4回 受講者 延べ1,881人	継続

6 図書館サービスの充実	中央図書館		
視覚障害や寝たきり等の理由により、図書館利用が困難な市民に、対面朗読、録音資料、大活字図書の貸出し、宅配サービス等のサービスを提供します。 資料の面では、継続して利用が図れるよう購入していきます。サービスの面では、音訳ボランティアの養成講座を定期的に行っていきます。	平23目標	平23現況	平29目標
	充実	充実 図書貸出 494,121冊 登録者 47,667人 利用者 104,362人 356団体 蔵書数 665,609冊	充実

8. 基盤づくり



地域における障害福祉に関するシステムづくりのため協議会の設置・運営とともに、現場で保健福祉にかかわる人を支援する仕組みづくりを構築していきます。

1 地域自立支援協議会 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たすよう協議を行うため、「袖ヶ浦市地域自立支援協議会」を平成22年に設置運営しています。	平23目標	平23現況	平29目標
	設置	運営	運営

2 市町村相談支援機能強化事業 (地域生活支援事業)	障害者支援課		
障害者相談支援事業として、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応を行うため、専門的職員(保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置します。	平23目標	平23現況	平29目標
	拡充	社会福祉士 配置	拡充

(2) 拠点づくり

1 (仮称)総合福祉会館

障害者のみならず、子育て家庭、高齢者等も集うとともに、地域の福祉推進の中核となる総合的な施設の整備のための調査研究を行います。

1 (仮称)総合福祉会館	地域福祉課		
福祉及び保健等の施策推進を目的とし、社会福祉センター、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティアセンター、NPO等活動施設、老人福祉会館等を含め、総合的な施設の整備について調査研究します。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	検討	中止	-

(3) サービスの質の確保

1 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価

サービスの質の確保は、事業者自らが取り組んでいくことがまず求められます。このためサービス提供者がサービスの質の向上を図れるよう、介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価の受審を勧奨していきます。

1 介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価	地域福祉課、高齢者支援課、子育て支援課		
県が実施している介護サービス情報の公表制度、福祉サービスの第三者評価事業について、県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
	充実	充実	継続

(4) 人材育成

1 保健福祉専門職の養成

2 ボランティアの養成

障害の特性に応じた的確な支援ができるよう、保健福祉専門職の養成を図ります。

ボランティア活動への参加意向をもつ人を対象に、ボランティア活動について学び実践する機会を提供していきます。ボランティアが主体性をもった的確に行動できるようにするため、社会福祉協議会等との連携を図ります。

1 保健福祉専門職の養成	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護支援専門員（ケアマネージャー）といった相談・援助に従事する人材や、生活支援員、就労支援員、職業指導員、居宅介護事業従事者（ホームヘルパー）等のサービスを提供する人材は、事業者が中心となって確保することになりますが、市は、利用者の人格を尊重し利用者の立場に立って考え、かつ、職務を実践することのできる人材の養成を、関係機関と連携し推進します。	充実	充実	継続

2 ボランティアの養成	障害者支援課		
	平 23 目標	平 23 現況	平 29 目標
社会福祉協議会や障害者福祉施設とも連携したうえで、点訳、カセットテープへの吹き込み、簡単な手話を用いた支援、日常生活での支援等、障害者に対するボランティア活動を実践する人を養成します。 これとともに、活動の場を紹介する等、ボランティアを求める人と提供する人の調整機能を果たしていきます。	充実	充実	継続

第5章 ライフステージ別に見た障害者サービス

障害者（児）の自立と社会参加を促進するためには、それぞれの障害内容とライフステージ（生涯の各時期）に応じ、必要とする保健・医療・福祉サービスとともに、教育・就労・生活環境等の各サービスが、地域において適切かつ切れ目なく提供されるよう、総合的・体系的な仕組みづくりをしていく必要があります。

1．乳幼児期

子どもが生まれた後は、乳幼児健診において身体の発育や精神の発達面で障害等を早期に発見できるようにします。障害等の疑いを発見した場合は、必要に応じて君津健康福祉センターや専門機関等と連携し、本人に対する専門的な療育を提供するほか、障害児の育児に関しての不安や困難を抱える家庭への育児支援を、さまざまな地域の資源を活用して支援します。就労家庭を支援するため、障害児保育にも取り組んでいきます。

2．学齢期

市内の小中学校や特別支援学校において、障害児本人の状態に応じた教育及び療育が受けられるようにします。学校と就学前に築いてきた地域や家庭との連携を大切にし、障害児本人をさまざまな面から支援します。

卒業時期には、本人の希望及び能力を生かせるよう、上級学校への進学を希望する生徒に対して、適切な進路指導を行います。また、進学を希望しない生徒に対しては、地域で生活できるよう、職業相談や職業訓練のほか、生活訓練を行います。

3．青年壮年期

生活習慣病が原因となる疾病に起因する中途障害とならないよう、基本健康診査やがん検診の受診勧奨、産業保健との連携を図りつつ、疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。

障害を有する人に対しては、個人の意思を尊重し自己選択と自己決定により、障害者自立支援法に基づく各種サービスのほか、さまざまな社会資源を活用しながら、自立した日常生活を送ることができるよう地域で支援します。

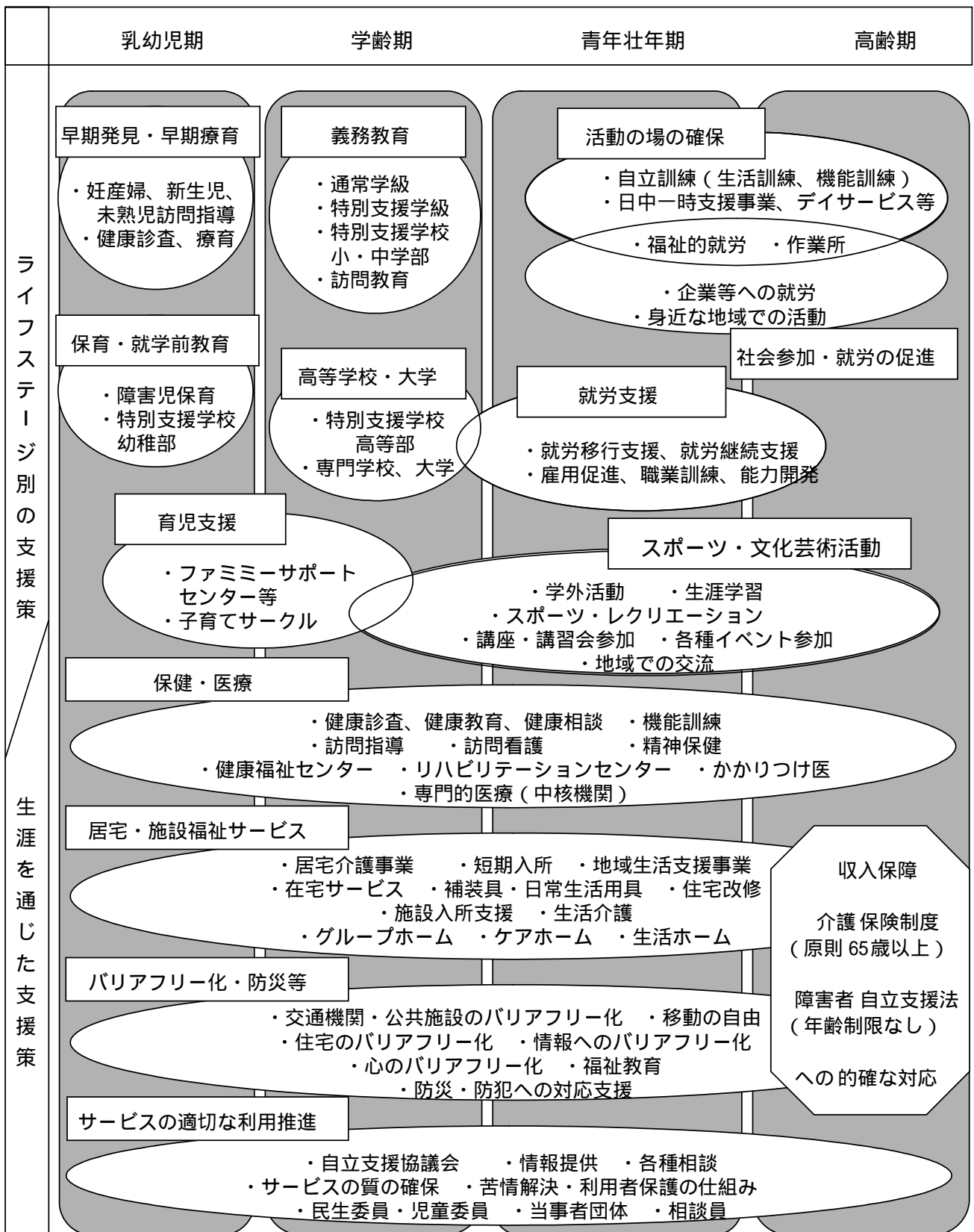
4 . 高齢期

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害のある高齢者に対して、介護保険法に基づく各種サービスのほか、障害者自立支援法やそのほかさまざまな社会資源を活用しながら、自立した日常生活を送ることができるよう地域で支援します。

5 . ライフステージ別の障害者サービスの体系図

障害者サービスを、乳幼児期、学齢期、青年壮年期、高齢期に分けたライフステージ別の支援策、また、バリアフリー化、防災防犯、サービスの適切な利用推進といった生涯を通じて必要となる支援策として体系的に図に表すと、次ページのようになります。

図表 5-1 ライフステージ別の障害者サービスの体系図



1. 計画策定体制

袖ヶ浦市地域自立支援協議会名簿

(敬称略)

NO	選出区分	氏名	役職名等
1	障害者本人・関係団体関係者	川副 孝芳	袖ヶ浦市心身障害者(児)福祉会会長
2	障害者本人・関係団体関係者	関口 三枝子	袖ヶ浦市手をつなぐ育成会会長
3	障害者支援関係機関関係者	牧野 恵子	袖ヶ浦福祉センター更生園長
4	障害者支援関係機関関係者	石井 啓	袖ヶ浦ひかりの学園園長
5	障害者支援関係機関関係者	井上 光孝	木更津中郷丸施設長
6	障害者支援関係機関関係者	小川 武美	ケアセンターさつき施設長
7	障害者支援関係機関関係者	関口 幸一	特定非営利活動法人ぽぴあ代表
8	障害者支援関係機関関係者	西山 信男	君津ふくしネットセンター長
9	障害者支援関係機関外関係者	片倉 憲太郎	長浦保育園園長
10	障害者支援関係機関外関係者	川名 克弘	袖ヶ浦菜の花苑施設長
11	保健、福祉、医療機関関係者	石毛 稔	袖ヶ浦さつき台病院精神科部長
12	保健、福祉、医療機関関係者	近藤 信子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会副会長
13	保健、福祉、医療機関関係者	内本 美鈴	君津健康福祉センター地域保健福祉課長
14	保健、福祉、医療機関関係者	小倉 公郎	袖ヶ浦市社会福祉協議会次長
15	教育機関関係者	薄井 久雄	千葉県立楨の実特別支援学校長
16	雇用機関関係者	井祐 眞佐男	袖ヶ浦市商工会事務局長
17	雇用機関関係者	山田 司	木更津職業安定所統括職業指導官
18	行政機関関係者	櫻井 啓一	袖ヶ浦市教育委員会学校教育課参事
19	行政機関関係者	高山 栄作	袖ヶ浦市福祉部長

：会長、 ：副会長

2. 計画策定経過の概要

年月日	実施内容
平成22年 平成23年 11月15日～1月14日	市内の障がい者を取り巻く現状や実態を把握し、やさしい地域づくりをする為の調査実施
平成23年10月21日	平成23年度第1回 地域自立支援協議会 要綱改正により、計画策定委員会から、地域自立支援協議会に計画策定の承認を得ることになった旨報告。
平成24年2月27日	地域自立支援協議会に計画素案説明
平成24年3月16日	地域自立支援協議会に計画策定の承認

4 . 用語集

【アセスメント】

事前評価、初期評価、福祉分野においては、福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先だって行われる一連の手続きを指します。

【オストメイト】

大腸がんや膀胱がんなどの治療のために腹部に便や尿の排せつ口を造る手術を受けた方、人工肛門・人工膀胱保有者を指します。

【学習障害 (LD)】

Learning Disabilities の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

【ケアマネジメント】

障害者や高齢者など、援助を必要とする利用者のニーズを明らかにし、そのニーズを満たす保健・医療・福祉に関する様々なサービスが受けられるようにするとともに、サービス利用者とその家族へのケアサービス提供が効率的に行われるようにすることをいいます。

【高機能自閉症 (HFA)】

高機能自閉症とは、3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを指します。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

【高次脳機能障害】

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指します。具体的には、「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状があげられます。これらの症状は日常生活において大きな支障をもたらす場合がありますが、外見から分かりにくく、社会的な支援がされにくい状況にあります。行政関係者、医療・福祉関係者など各方面の関係者による幅広い取組みが求められています。

【スクールカウンセラー】

学校内で「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置される、臨床心理士、精神科医などカウンセリングの専門家を指します。

【生活習慣病】

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指します。脳卒中、虚血性心臓病、動脈硬化、高血圧などの循環器疾患、癌、糖尿病、慢性肝炎、肝硬変、慢性腎炎、痛風などがこれに含まれます。これらの病気は、かつては加齢とともに発症・進行すると考えられて「成人病」と呼ばれていましたが、食生活、喫煙、飲酒、運動、休養などの生活習慣が発症に密接に関連しており、また若年者でも発症することから「生活習慣病」と言い換えられています。

【ソーシャル・インクルージョン】

社会的包含と訳されます。社会福祉の対象者に対し、対象者が他の人と差別なく地域社会と密着した中で生活できるように援助すること。また地域の中でハンディキャップをもった人が日常生活に支障をきたさないように地域住民、関連機関・団体が中心になって問題解決にあたることを指します。

【ソーシャルワーカー】

日本では社会福祉従事者の一般的な名称として用いられるが、国際的には社会福祉専門職に与えられる名称であり、主に介護・介助を行うケアワーカーとは区別されません。

【ソーシャルワーク】

社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることを目指すために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び援助技術の総称です。

【ジョブコーチ】

障害者が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対しては、障害者の職場適応に必要な助言を与えるなど、障害の特性を踏まえた直接指導を行う専門職員を指します。

【注意欠陥他動性障害 (ADHD)】

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものを指します。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

【ノーマライゼーション】

障害者を特別視せず、普通の人と同じように受け入れ、一般社会の中でともに社会の一員として普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、また、障害者が他の障害をもたない市民とともに社会の一員として、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方です。

【パーキンソン病】

中年以降に発生し、中脳の黒質や大脳基底核などの病変による振戦麻痺で、原因不明の進行性疾患です。手足の震えと動作の緩慢、加速歩行、前傾姿勢、仮面様顔貌等の特徴が見られます。

【バリアフリー】

障害者が社会生活をしていく上で、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、公共の建物や道路、住宅等において、障害者や高齢者の利用のため段差や仕切りをなくすなどのほか、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

近年では、バリアフリーの考え方を発展させ、ユニバーサルデザインの考え方が広まってきています。これは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、子どもや妊産婦、高齢者等、多様な人々が利用しやすいよう、製品、建物などをはじめから考えてデザインする考え方です。

【ピアカウンセリング】

障害を持つ当事者同士が、自らの経験等により、お互いに理解しあい、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細やかなサポートを行うことによって、相談者の問題解決を図るものです。

【ボランティア】

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者を指します。

【モニタリング】

ケアマネジメントの一過程。ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスで十分であるか、あるいは不必要なサービスが提供されていないか等を観察・把握することを指します。

【ライフステージ】

人間が誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の各段階のことを指します。幼年期、児童期、青年期、老年期などがあります。

【リハビリテーション】

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方です。

【ユニバーサルデザイン】

障害の有無や年齢、性別、国際にかかわらず全ての人に配慮した、誰もが使いやすい、施設、製品、環境等のデザインのことを指します。

【SP コード】

高齢者や視覚障害者向けに開発された二次元コードで、専用リーダーを使用すると文字情報を読み上げることができます。

【NPO】

Non Profit Organization (民間非営利団体) の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

【QOL】

Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ) の略。「生活の質」などと訳され、人が充実感や満足感を持って日常生活を送ることができることを指します。人が人として生きていくために必要なのは、衣食住などにおける最低限の必要のみが満たされた生活なのではなく、それぞれの求める、より充実した生活であり、それを実現するための質の向上こそが福祉サービスの理念として不可欠であるとされてきています。

そでがうら・ふれあいプラン
- 障害者福祉基本計画編（第2期後期） -

平成24年4月

袖ヶ浦市 福祉部 障害者支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

Tel 0438-62-2111（代表）

Fax 0438-63-1310

URL <http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>